

令和7年度 亀山市地域福祉推進委員会 事項書

日時: 令和7年9月2日(火)午前10時30分～

場所: 亀山市総合保健福祉センター2階研修室

1 地域福祉推進委員の委嘱及び委員長・副委員長の選任について

2 第2次地域福祉計画(後期)の令和6年度実績について【資料1】

3 地域福祉力向上重層的支援体制整備事業の令和6年度実績について【資料2】

4 亀山市総合福祉計画(仮称)について

・亀山市総合福祉計画(仮称)の策定について【資料3】

・アンケートについて【資料4】

5 その他

■ 次回、地域福祉推進委員会

開催日: 未定(開催する場合は、事前に連絡します)

亀山市地域福祉推進委員会委員名簿

任期：R7.4.1～R9.3.31

	氏名	性別	要綱第3条第2項	所属
1	ながともまさてる 長友薫輝	男	第1号該当 学識経験を有する者	佛教大学社会福祉学部 准教授
2	いとうゆみ 伊藤有美	女	第2号該当 公募委員	市民公募委員
3	かさいまさひと 笠井真人	男	第2号該当 公募委員	市民公募委員
4	さのともゆき 佐野知之	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	亀山市社会福祉法人連絡会 会長
5	こばやしともこ 小林智子	女	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	亀山市民生委員児童委員協議会 連合会 会長
6	よこやまただし 横山正	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	関宿まちづくり協議会 会員 (亀山市地域まちづくり協議会連絡会議 前会長)
7	うちだしげる 内田茂	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	亀山市自治会連合会 副会長
8	わたなべかつや 渡邊勝也	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	亀山市老人クラブ連合会 会長
9	さのけんじ 佐野健治	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	特定非営利活動法人夢想会 理事長
10	ないとうともこ 内藤朋子	女	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	不登校のこどもと親と地域の会 でんでん 代表
11	こばやしひろき 小林弘樹	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	NPO法人えん 代表理事
12	うめやえいち 榎谷英一	男	第5号該当 亀山市社会福祉協議会の代 表者	亀山市社会福祉協議会 会長
13	はやしひでおみ 林秀臣	男	第6号該当 市職員	健康福祉部 部長
14	たかみやあやこ 高宮綾子	女	第6号該当 市職員	子ども未来部 部長
15	たけいまさとし 武居政敏	男	第6号該当 市職員	教育委員会事務局学校教育課長

※ 男女の割合 4/15

第2次亀山市地域福祉計画[後期]

令和6年度進捗管理

(令和6年4月～令和7年3月)

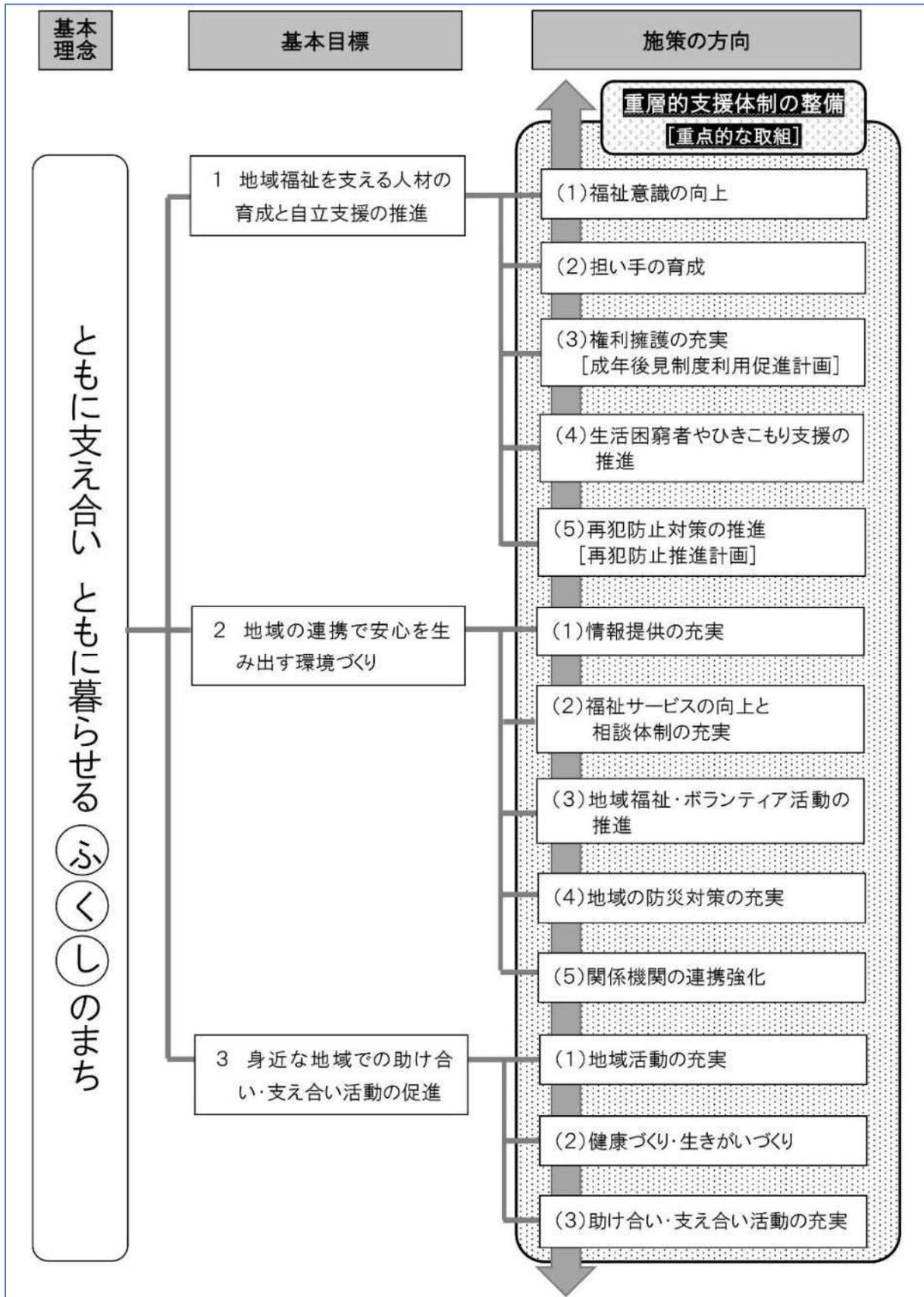


目 次

I 計画の体系	1
1 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進	2
(1) 福祉意識の向上.....	2
(2) 担い手の育成.....	4
(3) 権利擁護の充実（成年後見制度利用促進計画）.....	6
(4) 生活困窮者やひきこもり支援の推進.....	8
(5) 再犯防止対策の推進（再犯防止推進計画）.....	10
2 地域の連携で安心を生み出す環境づくり	12
(1) 情報提供の充実.....	12
(2) 福祉サービスの向上と相談体制の充実.....	14
(3) 地域福祉・ボランティア活動の推進.....	16
(4) 地域の防災対策の充実.....	18
(5) 関係機関の連携強化.....	20
3 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進	22
(1) 地域活動の充実.....	22
(2) 健康づくり・生きがいづくり.....	24
(3) 助け合い・支え合い活動の充実.....	26
II 数値目標の進捗管理	28
III 計画の進捗管理	29

I 計画の体系

本進捗管理は、第2次亀山市地域福祉計画[後期]の取組について、亀山市と亀山市社会福祉協議会（以下「社協」。）とが、計画の進行管理を行うため、計画期間中（令和4～8年度）において毎年度作成し、その結果を亀山市地域福祉推進委員会に報告・検証を行うこととしています。



1 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

(1) 福祉意識の向上



【5年後のあるべき姿】

「共生社会や誰一人取り残さない社会」の実現に向けた意識が高くなり、誰もが福祉を「我が事」と認識して具体的な行動が展開されています。

【取組指針】

- 高齢者や障がい者、外国人など、さまざまな住民が、互いに理解しあって暮らしていく「共生社会や誰一人取り残さない社会」の実現に向けた啓発を行います。

【取組内容】

- ① 「共生社会」や「心のバリアフリー」といった地域福祉の理念について、地域まちづくり協議会への訪問や福祉をテーマとしたイベント開催時など、さまざまな機会をとらえて普及・啓発を行います。
- ② 小・中学校における福祉教育・福祉体験など、地域の特性に合わせて地域福祉を学ぶ機会づくりを教育委員会と連携しながら進めます。
- ③ 障がいの有無に関わらず市民同士がふれあい、交流しあう機会を提供するとともに、国籍などの違いを越えた市民交流の場を提供します。
- ④ SDGsの理念を踏まえ、「誰一人取り残さない社会」づくりに向けて、社会的に弱い立場の人や困難を抱えた人への支援の必要性に関する意識啓発を図ります。

【令和6年度】

取組内容の事業実績		
①	市	第20回ヒューマンフェスタ in 亀山を開催（参加者200人）し、市の人権に関わる取組の紹介に加え、亀山がめざす多文化共生社会や誰もが暮らせるまち亀山などをテーマとした3つの分科会と話し合った内容を共有する全体会を開催しました。 また、ヒューマンフェスタ in 亀山の実行委員会への出展ほか、実行委員として様々なグループから職員を派遣し、協力して開催するなど人権への意識を高めました。
	市・社協	地域福祉計画に掲げた基本理念や主な取組（包括的な支援体制、多機関による連携、助け合い・支え合いのしくみづくりなど）について、市と社協が地域まちづくり協議会（22地区）を訪問し、スライドやチラシなどを用いて地域福祉の理念等を周知しました。 亀山市における社会福祉関係者が一堂に会し、今後の更なる努力を誓い、併せて亀山市の社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰し、感謝を表すため第20回亀山市社会福祉大会を開催しました。また、「こどもまんなか社会」時代の子育て・保育ー「はじめの100か月の育ちビジョン」を通してをテーマとした記念講演をオンラインで実施し、来場者に対して子育て・保育などについて理解を深めるように努めました。
②	市	小中学校の総合的な学習の時間や特別活動（学級活動、学校行事など）において、福祉体験活動を行いました。 亀山市総合保健福祉センターあいあいにおいて、小学校の町たんけん（生活科）や社会見学（社会科）の一環として児童（亀山西）を受け入れ、あいあいでの業務内容や役割などの紹介や、児童からの質問に対応するなどにより、施設見学を通して、地域福祉に関する内容を学ぶ機会を提供しました。

	社協	<p>市内の学校（園）に様々な福祉体験学習やボランティア活動、地域のサロンとの交流を通して、福祉に関する関心を高めることを目的に福祉教育推進事業を実施しました。令和5年度より2年間、川崎愛児園、昼生小学校、亀山高等学校の3校（園）をモデル校に指定し、社協と協働で年間のプログラムを作成し、福祉教育の更なる充実と次世代の担い手の育成に取り組みました。</p> <p>また、中学生福祉体験教室について、市内の高齢者、障がい者施設・事業所、市内の私立保育所に受入していただき、若い世代が幅広く福祉の現場に触れる機会がもてるよう取り組みました。</p> <p>モデル校以外の学校からの車いす体験や点字ブロック、ユニバーサルデザインについてなどの福祉教育の授業依頼もあり、その中で視覚障がい者の方との出会いを通じて、市内小学生が交流を続けて絵本を作成し、それを音訳ボランティア団体とCDにし図書館に寄贈するというようなつながりやひろがりの活動を一緒に取り組むことができました。</p>
③	市	<p>ヒューマンフェスタ in 亀山において、人権に関わる12の市民活動団体のブース出展を行い、午後の分科会では「誰もが挑戦をあきらめない社会にするために」というテーマで、パラアスリートの保田明日美氏から提案いただき、参加者とともに共生社会や誰一人取り残さない社会の実現に向けて意見を交換しました。</p>
	社協	<p>ヒューマンフェスタ in 亀山に運営委員として参画し、多様性についての理解を深め、共感することに取り組みました。また、社会福祉協議会の事業の紹介や取り組みについてパネル展示を行い、周知啓発に努めました。</p> <p>三重県が実施した災害時における外国人被災者への情報伝達や日頃からの防災啓発に関わる外国人キーパーソンの育成を目的とした災害時外国人住民支援事業に参加し、亀山市災害ボランティアセンターの役割と機能について講義を行いました。</p>
④	市・社協	<p>計画の基本理念である「ともに支え合い ともに暮らせる ふくしのまち」の実現に向けて、地域福祉活動の在り方を考える機会となるよう地域福祉シンポジウムを開催しました。（参加者約250名）</p> <p>第1部の基調講演では「断らない相談支援から社会とのつながりをつくる参加支援」と題し、豊中市社会福祉協議会事務局長 勝部麗子氏より講演いただくとともに、第2部のトークセッションでは佛教大学 長友准教授をファシリテーターに亀山市長、亀山市教育長、亀山市社会福祉協議会長、NPO 法人代表理事らをパネリストに「誰ひとり取り残さないまち、亀山をめざして」亀山版の重層的な支援体制について考える機会を提供しました。</p> <p>また、複合的な福祉課題を抱えた世帯を包括的に受け止め、多機関協働による支援体制づくりの取組状況や概要について、福祉分野をはじめ、市の相談窓口を有する部署（全庁展開）や民生委員・児童委員、地域まちづくり協議会（福祉委員）などに対し、市と社協と一緒に、複合課題相談支援「つながるシート」などを用いて、利活用の方法や支援の必要性を説明し、意識啓発に努めました。</p>

【課題と今後の方向性(市・社協)】

引き続き、市民が参加しやすい講演会や交流の場の開催手法や内容を検討し、さまざまな機会を捉えて、共生社会や地域福祉の理念の普及・啓発に努める。

また、市民同士がふれあい、交流できる機会やイベントを検討していく。

支援関係機関・関係団体においては、担当者が変更する場合があることから、本市が取り組む重層的な支援体制づくりについて、市と社協と一緒に訪問し、継続的な周知・啓発を行うなど、誰一人取り残さない社会の実現に向けた意識啓発を図っていく。

(2) 担い手の育成



【5年後のあるべき姿】

「地域共生社会」の実現に向けて、誰もがそれぞれにできることを担っています。

【取組指針】

- 住民誰もが互いに支え合うしくみを構築できるよう促し、担い手への支援を行います。

【取組内容】

- ① 地区レベルでの地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員の研修への支援を行うとともに、福祉委員の人材の確保・育成と、スキルアップ・フォローアップのための研修の充実を図ります。
- ② 多様な年齢層が受講しやすいボランティア養成講座を開催し、福祉の担い手の裾野を広げます。
- ③ 専門職など福祉関係者の育成・確保を図るため、社会福祉協議会において実地研修の積極的な受け入れを行うとともに、次世代を担う福祉人材の育成に向けて、市内の高等学校や近隣の大学と連携しながらボランティアの機会をつくるなど、将来にわたって地域福祉を実践する人材の育成を進めます。

【令和6年度】

取組内容の事業実績		
①	市	地域福祉シンポジウムにおいて、亀山版「重層的支援体制整備事業」の理解をより一層深めていただき、民生委員・児童委員の活動や資質の向上につなげられるよう、多くの民生委員・児童委員に参加してもらうとともに、単位民生委員児童委員協議会の研修や勉強会に対し、財政的な支援を行いました。
	社協	亀山市民生委員児童委員協議会連合会の事務局として会務の運営や研修会など支援を行いました。また、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役として、全 22 地区 332 名の方に福祉委員を委嘱し、地域特性に応じた福祉活動を展開することを目的に地域まちづくり協議会に助成を行うとともに、福祉委員会が行う交流活動や訪問活動、研修会などについてコーディネートを行いました。福祉委員活動を行うための実践的な技術と意識の向上を図るために、新任研修、障がいへの理解、認知症サポーターに関する研修会を継続的に実施しました。
②	市・社協	ボランティア活動に関心を持ち、ボランティア活動を始めきっかけ作りになるよう「聴き方が分かる傾聴講座」を二日間実施しました。参加者 41 名で多くの参加があると同時に、30 代から高齢の方まで幅広い年齢層の方に参加いただくことができました。 また、地域での助け合いや支え合い活動について理解を深め、日常生活でのちょっとした困りごとに対応する「ちょこっと・ボランティア（ちょこボラ）」の養成講座を開催し 29 名の参加がありました。亀山市からは助成の説明、生活支援コーディネーターからは事業の説明、実施団体からは活動発表を行い、担い手の育成を図りました。
	市	生活困窮者の子どもに対する学習支援「学習教室（市内 3 か所）」の開催に当たり、学習指導や運営のサポートなどを担うスタッフとして、大学生を有償ボランティア（4 人）で参加していただける機会をつくり、地域福祉を実践する人材育成につなげました。
③	社協	社会福祉士養成課程における相談援助実習について、市内在住の大学生及び専門学校生 2 名の実習生を受入れるとともに、基幹型地域包括支援センターでは、役割や地域包括ケアシステムの構築や理解について看護師を目指す大学生 3 名の実習受入を行い、人材育成につなげました。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

世代や属性を問わない包括的な相談支援体制づくりを進める上で、継続的に市と社協と一緒に訪問説明を行いながら市が取り組む重層的な支援体制整備事業の理解に努めることで、民生委員・児童委員、福祉委員など地域福祉の中核を担う人々に対し、福祉課題の早期発見や必要に応じて市コミュニティソーシャルワーカー（CSW）につないでいただけるよう、支援体制の充実強化につなげていく必要がある。

また、ボランティア養成講座や社協による実地研修の継続的な実施に加え、社会福祉法人連絡会等との連携による人材確保、人材育成の取り組みの実施や、近隣の大学等とボランティア活動による連携方策の検討を引き続き行っていく必要がある。

(3) 権利擁護の充実（成年後見制度利用促進計画）



【5年後のあるべき姿】

判断能力が低下した人などの権利が尊重され、自分らしく生活できる支援が受けられるようになっています。

【取組指針】

- 人権尊重等の権利擁護に関する制度の周知を行うとともに、安心して制度を利用するための体制を整えます。

【取組内容】

- ① 判断能力の低下した人や障がいのある人に限らず、すべての人の人権が守られるよう、民生委員・児童委員、福祉委員との連携によって地域における啓発活動とともに、人権相談等、相談体制の充実を図ります。
- ② 社会的に弱い立場の人の人権を守り、差別の解消や虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）の発生予防、及び早期発見・早期対応が図れるよう、分かりやすい相談窓口を位置づけるとともに、地域や関係団体、事業者などとの連携を強化します。
- ③ 権利擁護の必要な人が安心して支援を受けられるよう、判断能力が低下した人等に対する日常生活自立支援事業による生活支援に加え、中核機関の設置による地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度の申立、受任、及び後見人支援にかかる関係機関との調整を図ります。
- ④ 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、高齢・障がい担当部署と調整しながら、報酬助成の拡大を図るなど成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の体制づくりを進めます。

【令和6年度】

取組内容の事業実績		
①	市・社協	成年後見制度の概要等を周知するため市民・関係機関を対象に成年後見セミナーを開催し、事例を交えながら制度についてわかりやすく説明しました。（参加者 41 名） 人権擁護委員が小学校に出向き、先生や児童を対象とした人権啓発教室を開催するなど、地域での啓発活動を行いました。 また、すべての人の人権が守られるよう、市役所本庁、関支所において、人権擁護委員による人権相談を行いました。（相談実績 2 件）
	社協	相続、遺言、金銭貸借、離婚等に関することに対して元公証人による適切な助言・指導を行う相談とともに、日常生活上あらゆる心配ごとに応じるため、心配ごと相談所（24 回/年）を開催しました。 相談件数：94 件（令和 5 年度比：+6 件）
②	市	児童虐待やDVの発生予防、早期発見・早期対応のため、要保護児童等・DV対策地域協議会を開催（2 月に 1 回）し、関係機関との連携による相談支援を行いました。 また、市役所本庁、関支所において、人権擁護委員による人権相談を行うとともに、6 月と 12 月に 2 回人権擁護委員、鈴鹿地域防災事務所職員と連携して市内 4 か所にて、啓発物品の配布を行いました。 教育委員会指導主事が三中学校区の人権ネットワーク協議会に参加するとともに、協議会が企画する研修会の講師の斡旋、研究授業後の指導・助言など、社会的に弱い立場の人の人権を守り、差別の解消に向けてネットワーク活動の支援を行いました。 さらに、障害者差別解消支援協議会の機能を持つ地域自立支援協議会の中に設置し

		た障がい者差別解消支援検討部会で一体的に事業所への合理的配慮の提供の義務化等の障害者差別解消法の改正内容や相談状況などの情報共有により、社会的に立場の弱い方の人権確保に努めました。
	社協	福祉なんでも相談窓口の開設をはじめ、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、生活困窮者自立支援事業の相談員、成年後見サポート事業及び日常生活自立支援事業、基幹型地域包括支援センターの職員など、本会で相談支援を行う全ての職員が社会的に弱い立場の人の人権を尊重しながら相談支援にあたりました。
③	市	地域連携ネットワークづくりを進めるため、引き続き、中核機関（社協）を設置し、専門機関との市の取組状況や実績などに関する情報共有や意見交換を行う法福連携ネットワーク協議会を開催（8月）しました。 また、成年後見制度の利用が必要な人への、受任候補機関の選定を行う成年後見サポート（受任調整）会議の開催（2回）や、後見人等の受任後のチーム会議の開催（3回）など、制度を安心して利用していただける環境づくりを進めました。 鈴鹿亀山消費生活センターと連携した消費者被害に関する動向や情報共有など、かめやま・安心メール等を活用して迅速に注意喚起を行い、消費者被害の防止に努めました。
	社協	認知症高齢者や知的・精神障がいを持つ方々が、地域で安心して生活することを目的に、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理、書類等の預かりサービスを行う日常生活自立支援事業（契約者数：38件）を実施しました。 成年後見サポート事業の相談件数は新規39件、延べ相談件数177件でした。新規相談の経路としては、主に本人及び親族等からの相談が多くを占めていますが、地域包括支援センターや障害者総合相談支援センター等の関係機関からも相談が寄せられています。
④	市・社協	成年後見制度における金融分野との連携方策の検討を進めるため、市内全ての金融機関（百五銀行、三十三銀行、郵便局、鈴鹿農業協同組合、北伊勢上野信用金庫、東海労働金庫）を市と社協が一緒に訪問し、各金融機関での対応状況や連携のあり方について意見交換しました。 また、相談窓口の実施と現状を説明し、お互いが抱える課題について意見交換を行うため、鈴鹿亀山消費生活センターと三重県消費生活センターに訪問しました。新たに「情報共有連絡票」の作成・提案を行い、連絡票を用いた支援が必要な方の情報提供の仕組みづくりに繋げました。 さらに、自分自身に何かあったときに備えて、家族等が様々な判断や手続きを進める際に、必要な情報を残すためのものであるエンディングノート（じぶんノート）を市と社協で作成し、市民等に周知・配布しました。
	社協	認知症、知的障がい、精神障がい等により意思決定が困難な方の判断能力を補うために、本会が後見人となり、被後見人等の財産管理、身上保護を行い、本年度新たに1件受任しました。 受任実件数：2件（令和5年度比：+1件）

【課題と今後の方向性(市・社協)】

<p>地域の中で判断能力が低下した人などを早期発見・早期把握できるよう、民生委員・児童委員等の地域における支援者の活動の支援に向け、成年後見サポート事業の周知・啓発を継続しながら、利用促進に向けた取組を進めていく。</p> <p>要保護児童等・DV対策地域協議会と相談支援包括化サポート会議（地域福祉力向上重層的支援体制整備事業）との連携強化に向けた検討を進めていく。</p> <p>支援対象者の状態に応じて、日常生活自立支援事業と成年後見制度との使い分けを行いながら、制度利用が必要な方には、最適な後見人等が受任できるよう、引き続き、調整機能の充実を図っていく。</p> <p>現在、国では、成年後見制度が適切な時機に必要な範囲・期間で利用できる制度への見直しや個人情報扱う観点から中核機関の権限や法律上の位置づけを明確化することなどの協議・検討が行われていることから、国の動向を注視するとともに、司法と福祉との連携強化や金融機関との連携方策の検討など総合的な権利擁護支援体制の充実に向けて、地域連携のネットワークづくりを進めていく必要がある。</p>

(4) 生活困窮者やひきこもり支援の推進



【5年後のあるべき姿】

公的支援はもとより関係機関との連携や地域住民による支援によって、生活困窮者及びひきこもりの人や家族が支えられています。

【取組指針】

- 社会福祉法人・事業者、地域やNPO、医療や教育等の関係機関など、地域の多様な社会資源と連携し、適切な支援ができる体制を整えます。

【取組内容】

- ① 貧困の連鎖を防止するため、経済的・文化的な貧困に加え、ヤングケアラーを含めた子どもの貧困の実態把握に引き続き努めながら、教育と福祉との連携のもとに必要な支援策の充実を図ります。
- ② 生活困窮につながる可能性のある大人のひきこもりは、見守りや声かけ活動など地域のつながりを生かした支援を促しつつ、必要なときに専門的な支援につながるよう相談窓口の明確化を図るとともに、居場所機能を備えた社会への復帰を支援する場づくりを進めます。
- ③ 自立支援相談事業などの支援制度に対する啓発活動や生活困窮者等へのアウトリーチによる相談支援体制の強化を図るとともに、地域や関係機関などとの連携により個々の状況に応じた社会とのつながりづくりのしくみを検討します。
- ④ ひきこもりの人や生活困窮者の自立を支援するため、農業者との協働による農福連携や市内の企業などとの協働関係の構築を図りつつ、就労に向けた準備となるゆるやかな中間的就労の体制の構築をめざします。

【令和6年度】

取組内容の事業実績	
①	<p style="text-align: center;">市</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付制度や生活福祉資金貸付制度の相談者について、社会福祉協議会と連携し必要な支援制度の案内を行い、必要な関係機関による相談支援包括化サポート担当者会議を開催することにより、包括的な支援を進めました。併せて、小中学校に、学校から重層的支援体制での支援につなげることができるよう、校長会や職員向け研修会において、地域福祉力向上重層的支援体制整備事業（つながるシートや具体的な支援例など）の周知を図りながら、ケースに応じてつながるシートを活用し、他機関と連携した児童生徒、家庭の支援を行いました。</p> <p>また不登校児童生徒支援コーディネーター校区别連絡会に参画するなど、教福連携の充実に向けて取り組みました。</p> <p>学習支援教室を毎週土曜日、小学4年生から中学3年生までの就学援助世帯の児童生徒を対象に開催しました。年間145回の開催をし、延べ参加人数は368人でした。</p>
	<p style="text-align: center;">社協</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が関わる複合的な福祉課題を抱えている世帯に対し、市の相談支援包括化推進員とともに、ケース会議を開催し小中学校と連携しながら課題解決に向け取り組みました。教育機関からの新規相談件数も23件と年々増加傾向となっています。（令和5年度比：+8件）</p> <p>子育て支援対策として、生活保護家庭小中学校修学旅行補助や準援護家庭等に歳末たすけあい援護金を配分しました。</p>
②	<p style="text-align: center;">市</p> <p>民生委員・児童委員や福祉委員など、地域の支援者や支援機関から、ひきこもりの人を把握した場合は、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）につないでいただけるよう、市と社協と一緒に説明を行うとともに、生活困窮者自立相談支援事業や地域福利力向上重層的支援体制整備事業の市民向けチラシに窓口の所在を記載し、周知を行いました。</p> <p>青少年総合支援センター支援員により、不登校生徒が連続性・一貫性のある支援が受けられるよう、重層的な支援体制の構築を図り、令和6年度から青少年自立支援事業（教育</p>

		<p>委員会)を地域福祉力向上重層的支援体制整備事業等へ組み込み、相談窓口を保健福祉センターに移管し、支援体制の充実を図りました。</p> <p>また、亀山市適応指導教室を亀山市教育支援センターに名称変更するとともに、校内教育支援センターを市内全小中学校に設置し、不登校児童生徒の支援体制の充実を図りました。不登校児童生徒の居場所と相談先について、チラシや広報等を使い、保護者等に周知しました。</p>
	市・社協	<p>コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や生活困窮者自立支援事業の相談者で大人のひきこもりの人に対し、ソーシャルネットワークサービス(SNS)を利用し、対面でのコミュニケーションが難しい方や、精神的な理由等により外出や仕事に行くことができないなど、一人ひとりの状況やニーズに応じて、個人を特定されず気軽に参加できるオンライン居場所の施行運用を行いました。(打合せ、体験、内部プレゼンテーションの実施 25回)</p> <p>令和7年度からの本格運用に向け、市と社協で、滋賀県野洲市(2月)・志摩市社会福祉協議会(3月)を視察し、ひきこもり支援事業(不登校生徒移行支援会議のデザイン、運用方法、オンライン居場所事業の運用など)や居場所づくりの調査・研究を進めました。</p>
	市	<p>生活困窮者自立支援事業において、自立相談支援事業と家計改善支援事業に加え、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的とした就労準備支援事業も令和6年度から実施(委託)し、国の法改正に合わせた三事業を一体的に実施する体制整備を行いました。</p> <p>また、青少年総合支援センター支援員により、不登校生徒が連続性・一貫性のある支援が受けられるよう、重層的な支援体制の構築を図るため、本年度から総合保健福祉センターへ移管し、支援体制の充実を図りました。</p>
③	社協	<p>社会的孤立や経済的困窮などの課題を抱えた方への相談支援をはじめ、きめ細やかな支援の体制づくりを行っていくことを目的に、市受託事業として自立相談支援事業・住居確保給付金(必須事業)、家計改善支援事業(任意事業)、就労準備支援事業(任意事業)を実施し、相談者の生活課題を把握・整理し課題の解決に向け、相談者の状況に応じた包括的・伴走的な支援を行いました。</p> <p>令和6年度から受託した就労準備支援事業について、今すぐに仕事に就くことが難しい方や職場定着に不安のある方等に、就労機会の提供や一般就労に向けたサポートを行いました。就労体験等協力事業所を定期的に訪問し、体験での状況や課題を本人と事業所の担当者と一緒に振り返るなど、今後に向けて少しでもステップアップできるよう丁寧な支援を行いました。</p> <p>新規相談件数 116件(令和5年度比:△8件) 延べ相談件数 913件(令和5年度比:+5件)</p>
④	市・社協	<p>既存の福祉サービスなどでは対応できない対象者のニーズに対応するため、福祉サービス事業所や民間事業所などに就労体験等の場を提供いただき、地域の社会資源等を活用し、社会とのつながりづくりとして亀山市参加支援(就労体験等)事業を実施しました。</p> <p>支援対象者 4名 体験日数 延べ400日 協力事業所 5事業所(登録6事業所)</p> <p>また、就労準備支援事業において、すぐに一般就労が難しい方への就労体験を行えるよう対象者1名に機会を提供し、伴走的な支援を行いました。</p>

【課題と今後の方向性(市・社協)】

<p>令和7年度から本格運用を開始するオンライン居場所について、必要な方に情報がきちんと行き届くよう周知を図るとともに、居場所づくりや社会参加につながるよう関係機関との連携を図りながら適切な運用を行う。</p> <p>また、相談者への対応として、長期間未就労の状態、今すぐに仕事に就くことが難しい方や職場定着に不安のある方等に、就労機会の提供や一般就労に向けたサポートを行う。</p> <p>就労体験等協力事業所を定期的に訪問し、体験での状況や課題を本人と事業所の担当者と一緒に振り返るなど、今後に向けて少しずつでもステップアップができるよう丁寧な支援を行いつつ、民間事業所の協力を得ながら、受入事業所の開拓を図る。</p>
--

(5) 再犯防止対策の推進（再犯防止推進計画）



【5年後のあるべき姿】

罪を犯した人が地域の中で更生し、社会復帰することができる環境が整っています。

【取組指針】

- 更生保護に関わる団体等と連携し、市民の理解を得ながら、再犯防止対策を進めます。

【取組内容】

- ① 再犯防止のために必要な更生の取組に対する理解を深め、罪を犯した人への立ち直りを見守る意識を育てるため、社会を明るくする運動等による啓発を推進します。
- ② 再犯防止を含めた更生保護が進められるよう、保護司会や更生保護サポートセンターの活動を支援するとともに、それらと法務等の関係機関や地域とのネットワークの構築に向けて、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の関わりなどにより、相談支援体制の強化を進めます。
- ③ 自立相談支援機関や若者サポートステーション、ハローワークなどとの多機関協働による連携を図り、罪を犯した人のニーズを踏まえた丁寧なマッチングや継続的な支援を行いながら、社会とのつながりをつくる支援体制を整えます。

【令和6年度】

取組内容の事業実績		
①	市	「社会を明るくする運動」として、市内各所での街頭広報活動による意識啓発に加え、市内の小中学生を対象に、日常の家庭や学校生活で体験したことをもとに、犯罪や非行のない地域社会づくりや立ち直りに関する作文を通じて考える機会の提供に努めました。
	社協	社会を明るくする運動の中心団体である亀山保護司会や更生保護女性会の事務局支援を行うとともに、社会を明るくする運動推進委員会に参画し、街頭啓発等の活動に努めました。
②	市	保護司会の活動に対する補助金を助成し、更生保護サポートセンターや社会を明るくする運動、協力雇用主の開拓・連携などの活動を支援しました。保護司から「つながる」シートで出所予定の方の地域での生活に向けての相談があり、相談支援包括化推進員が中心となり今後の支援に向けて刑務所や保護司など関係機関との調整、連携を図りました。
	社協	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業の各部署が関わる世帯に対し、警察など介入が必要と思われる場合は協力体制が取れるよう情報提供・共有を行い、連携を図りました。また、必要に応じ保護観察所、保護司などとの情報共有や連携を行いながら、支援にあたっています。
③	市・社協	働くことに悩みを抱える人に対して、福祉的な支援を提供している若者就業サポートステーションみえや自立相談支援機関との連携による多機関協働の支援体制を継続するとともに、過去に犯罪歴がある経済的・社会的困窮にある相談者に対し、福祉的なアプローチや支援を行うことで自立につながるよう連携を図りました。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

<p>罪を犯した人が地域の中で生活し続けながら更生し、再び社会とつながりが持てるよう、保護司会の活動に対する補助を継続していく。また、更生保護サポートセンターや三重県地域生活定着支援センターと連携し、高齢や障がいにより福祉的な支援を必要とする方が地域で安定した生活ができるようコミュニティソーシャルワーカー（CSW）につなげるため、複合課題相談支援「つながるシート」を活用した体制づくりを引き続き進めていく。</p>
--

2 地域の連携で安心を生み出す環境づくり

(1) 情報提供の充実



【5年後のあるべき姿】

「福祉情報」が必要な人に、分かりやすい情報が提供されています。

【取組指針】

- 必要な人に分かりやすく情報を提供するとともに、特に複数の福祉課題がある住民や福祉関係者に対して、必要な情報の提供を行います。

【取組内容】

- ① 地域資源に関する情報を一元化した「地域カルテ」によって地域まちづくり協議会の活動に活用できる情報を提供するとともに、居場所等、地域のあらゆる資源の効果的な利活用に向け、デジタル技術等の活用を図ります。
- ② 地域における相談ごとが、必要な機関につながるよう、市広報や社協だよりに加えSNSなどを活用し、分かりやすい情報提供に努めます。また、地域社会との関わりが薄い人には、個々のニーズに応じた福祉サービスの情報提供に努めます。
- ③ 民生委員・児童委員や福祉サービス事業者などの福祉関係者に対しては、医療・介護の連携など、より詳細な情報の提供を図ります。
- ④ 潜在化している地域の福祉課題を掘り起こし、その解決を図るため、市・社会福祉協議会が連携し、福祉委員会で話し合いを持てるよう、アウトリーチなどにより機会づくりを促します。

【令和6年度】

取組内容の事業実績	
①	市・社協 生活支援コーディネーターとまちづくり協働課が共同で作成した、人口・世帯推移、地域におけるサロンやまち協の恒例事業や福祉委員会活動・ちょこボラ活動などに加え、民生委員・児童委員、福祉委員、介護保険施設・事業所などの社会資源一覧をQRコードで読み取れるなどにより地域の資源情報を見える化した「令和6年度版地域福祉カルテ」を作成しました。全地域まちづくり協議会の現状を聞き取ったうえで見直しを行ったことで、より地域の実情に応じた情報を提供することに努めました。 また、高齢者の生活支援に活用できる地域内の社会資源を整理・共有し、ニーズとのマッチングに活用できるよう作成した「高齢者のための社会資源のしおり」を、生活支援コーディネーターと・基幹型地域包括支援センターと連携し、改訂作業を行い、いずれも社協のホームページに掲載し情報提供に努めました。
②	市 子育て支援センターのイベント告知などの子育てに関する情報、ひとり親家庭の支援制度に関する情報、第22回アビリンピックみえ参加者の募集や、JR運賃の精神障がい者割引、令和7年度タクシー料金助成の受付の情報を広報、ホームページ、パンフレット、亀山市公式LINEを活用するなど情報発信を行った。また、市の保健事業（母子保健・健康づくり）を記載した「健康づくりのてびき」を広報かめやま（5月1日号）と同時配布し、保健事業について案内するとともに相談窓口の周知路を図るなどニーズに応じた情報発信に努めました。 また、地域生活課題の相談が、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）につながるよう、市と社協がまち協を訪問し周知した一方で、地域で孤立気味の世帯に対しては、支援者を介した情報提供に加え、アウトリーチを主体とした情報提供を行いました。
	社協 本会が行う事業をはじめ、福祉委員会やボランティアなどの地域における福祉活動を市民に身近に感じてもらえるよう、広報誌「社協だより（年4回）」の発行や、ホームページによる情報提供、Facebookの更新（随時）を行いました。また、毎月1回本会職員が出演し鈴鹿VoiceFM（78.3MHz）にて「ラジオかめやま社協だより」に出演するなど様々な媒体を活用し、福祉活動の啓発に努めました。
③	市・社協 民生委員・児童委員や福祉委員をはじめ、計画相談支援員や介護支援専門員などの支援関係者に対して、社会福祉大会での記念講演や地域福祉シンポジウム、成年後見セミナーなどへの参加を呼びかけるなど、さまざまな機会を通じて福祉の現状や知識について詳細な情報提供を行いました。
④	市・社協 地域福祉力向上重層的支援体制整備事業の地域づくり事業の一環として、生活支援コーディネーターが中心となり、ちょこボラの活動団体の活動支援や立ち上げ支援（5地区12回）を行いました。また、福祉委員会への参加（22回）や地域ケア会議（12回）など、地域課題の掘り起こしや解決に向けた協議を行いました。

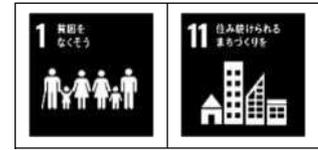
【課題と今後の方向性(市・社協)】

引き続き、現在情報提供している媒体（広報、社協だより、ホームページ、チラシ、SNSなど）で福祉の制度や活動状況など分かりやすく情報を提供していく。

また、制度利用者（支援対象者）と制度提供者（支援者）では、必要な情報が異なるため、それぞれに必要な情報が提供できるよう、市と社協が連携を図りながら正確かつ迅速な情報提供に努める。

さらに、市民や関係者の関心のあるテーマの研修会や講演会を開催するとともに、地区福祉委員会や地域ネットワーク会議（協議体）を通じて地域の福祉課題の把握に努めていく。

(2) 福祉サービスの向上と相談体制の充実



【5年後のあるべき姿】

多様で複合的な悩みや困りごとに「丸ごと」対応できる「断らない」総合相談体制が確立されており、また、市内にある社会福祉法人は、地域との関わりが深まっています。

【取組指針】

- 地域とともに福祉課題を解決するしくみをつくりながら、公的な福祉サービスとともに個別のニーズに応じた地域での福祉サービスが提供できるよう、支援を行います。

【取組内容】

- ① 地域福祉・福祉サービスに関するあらゆる相談を受け付けられる「断らない」総合相談窓口の設置に向け、必要な機能や役割を市と社会福祉協議会で確立し、その周知を図ります。
- ② 民生委員・児童委員等が、住民の身近な場で相談ごとを受けられる体制を整えるとともに、必要に応じてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）につなぐことができる体制づくりを強化します。
- ③ 社会福祉法人の連絡会を開催し、社会福祉の充実に向けた法人間の連携強化を図るとともに、地域における公益的な取組を促します。

【令和6年度】

取組内容の事業実績		
①	市	令和6年度より総合保健福祉センターの機能見直しに伴い、新たに子ども未来部の設置や各部署の再配置を行い、国の重層的支援体制整備や本市の実情に即した窓口の設置に向け、市と社協で市民の方が利用しやすい体制整備に努めました。
	社協	生活困窮者自立支援事業の相談窓口を活用し、福祉全般の相談を受ける「福祉なんでも相談窓口」を開設するとともに、あらゆる相談に対し、どの部署も「断らない相談」を意識することで、個別ケースや事業内容の共有や、ケース会議等を必要に応じて行うことができる体制が整ってきています。
②	市	民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の活発化を図るため、令和5年度に増額した地域住民の相談支援に係る活動費を継続しました。 また、市と社協が一緒にまち協（福祉委員）への訪問説明などにより、地域の中で福祉課題を抱えた人を把握された場合、まずはコミュニティソーシャルワーカー（CSW）につなぐ支援体制があることの周知を継続して行いました。
	社協	市と社協によるまち協への訪問説明や啓発チラシの配布などにより、地域の中で福祉課題を抱えた人を把握された場合、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）につなぐ支援体制の周知を継続して行っていることで、民生委員・児童委員、福祉委員の意識づけ、さらには相談支援につながっています。
③	市・社協	市内の社会福祉法人で組織化された亀山市社会福祉法人連絡会にオブザーバー（地域福祉課長）として参画しました。また、社協が事務局支援を行うとともに、地域における公益的な取組を実施するほか、全体会として福祉職員の処遇や不足する福祉分野における人材確保と育成について全体会として外部講師を招き、亀山市における福祉の魅力発信力向上を目的とした研修と意見交換を行いました。 また、社会福祉法人が担う地域での役割を果たすため、物価高騰対策として財政支援の要望書を市へ提出しました。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

<p>総合保健福祉センターにおけるワンストップのあり方を検討し、総合保健福祉センター機能見直しを行ったが、引き続き相談支援体制の充実やニーズに合わせた環境整備を図っていく。</p> <p>多様化する福祉課題に対し、地域に身近な民生委員・児童委員、福祉委員等が、福祉課題を発見した場合に住民の身近な場で相談ごとを受けられる体制を整えとともに、必要に応じてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）につなぐことができる体制づくりを強化する。</p> <p>さらに、社会福祉法人に本市が取り組む参加支援（就労体験等）事業への協力等を依頼するなど地域課題の解決に向けて積極的に取り組んでもらえるよう、社会福祉法人による地域における公益的な取り組みの促進を図る。</p>

(3) 地域福祉・ボランティア活動の推進



【5年後のあるべき姿】

住民主体のさまざまな福祉活動が活発化し、住民がボランティアとなって困りごとが解決できる地域づくりが進んでいます。

【取組指針】

- さまざまな機会や情報の提供に努めるとともに、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動の促進を図ります。

【取組内容】

- ① ボランティアや市民活動による支援を必要とする人と活動団体とをつなげるコーディネート機能の強化を図るとともに、ボランティア等の活動に関する意識啓発や情報発信などを通じて活動の支援を行います。また、地域福祉の観点からボランティアや市民活動団体への必要な支援方策や連携・協働体制の強化に向け、個別性の高いニーズに対してオーダーメイド型で提供できる新たな地域資源の創出に取り組みます。
- ② 福祉サービス・イベント時における資材の貸出、介護機器の貸出などユニバーサルデザインを意識したイベント運営への支援など、地域福祉活動を下支えするサポート体制づくりを進めます。
- ③ 認知症高齢者や障がい者などを、家族だけでなく、地域全体で支えられるよう、認知症サポーターなどによる支援体制づくりを推進します。

【令和6年度】

取組内容の事業実績	
①	市・社協 本市では、少子高齢化などの進行を背景として、市民活動・ボランティア団体の構成員の高齢化や高齢就業者の増加等から担い手不足が課題であり、市民活動やボランティア活動の更なる活性化や、支援の充実につなげることを目的に、亀山市と協働し、ボランティアセンターの機能を市民協働センターみらいに集約し、中間支援機能を有した相談支援機関の設置に向けた検討を行いました。 市と社協で先進地（滋賀県守山市、三重県いなべ市、東員町）を視察し、協議を重ね、亀山市市民活動・ボランティアセンター「ぶらっと」の設置及び運営に関する基本協定締結を結び令和7年度から運用を開始します。
	社協 ボランティア活動を支援するため、ボランティアセンターとして団体及び個人登録者に対し、団体助成、ボランティア活動保険の助成等を行うとともに、ニーズに応じたボランティアコーディネートを行いました。ボランティアコーディネート数は43件で、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーと連携し、ボランティアによる支援を必要としている人と活動団体等をつなげることができました。
②	市 花しょうぶまつりやヒューマンフェスタ in 亀山において、ユニバーサルデザインの考えを取り入れ、車椅子の貸出しサービスを行いました。 また、社会福祉大会では、聴覚障がい者・視覚障がい者に対して、要約筆記や手話通訳を配置し開催しました。
	社協 健康増進と家族の身体的・精神的な負担の軽減を図り、社会参加を促進することを目的として、在宅の寝たきり高齢者及び障がい児（者）などに対して車椅子及び歩行器を貸し出しました（貸出件数：車いす261件、歩行器3件）。また、亀山市社会福祉法人連絡会の地域公益活動として、各法人の備品等の貸出を行っています。
③	市・社協 認知症に関する正しい知識や理解を持ち、地域において認知症の人やその家族をサポートできるよう、市と社協に配置している認知症地域支援推進員が中心となり、認知症サポーター養成講座（21回、延べ参加者428人）を開催し、認知症の人を地域全体で支えられる体制づくりを推進しました。 小中学校からの認知症キッズサポーター養成講座の依頼も年々増えており、福祉教育にもつながっています。 また、認知症地域連携講演会（市民公開講座）を開催したり、ボランティア活動を行うチームオレンジかめやまの事務局として、旧亀山城多門櫓のライトアップや出前カフェの開催など市民への啓発活動を行いました。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

<p>令和7年度から市と社協が連携し、新たな相談支援機関である市民活動・ボランティアセンター「ぶらっと」を設置し、市民・ボランティア活動における中間支援機能の充実強化を図る。</p> <p>市民をはじめ、市関係部署や民間企業など、ユニバーサルデザインを意識した取組が行われるよう、広報かめやまへの記事掲載や啓発物品の配布など、機会を捉えた意識啓発に取り組んでいく。</p> <p>また、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者も増加していく中、市と社協の連携のもと、認知症支援のボランティア活動を行うチームオレンジの活動支援の継続や認知症サポーター養成講座及び、ステップアップ講座を開催し、市民への啓発活動を展開しながら、地域全体で認知症高齢者等を支えられる体制づくりを着実に進めていく。</p>
--

(4) 地域の防災対策の充実



【5年後のあるべき姿】

地域では、「共助」の力で防災の日常化が図られており、災害が発生しても地域で住民の安全が確認されています。

【取組指針】

- 密接な連携・協力体制のもと、地域の特性に応じた防災体制の構築を図ります。

【取組内容】

- ① 頻発化・激甚化している災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を活用した平時からの支援対策を高められるよう、自主防災組織、自治会、地域まちづくり協議会などの地域の避難支援者と連携しながら、当該名簿の更新と登録情報の充実を図ります。また、支援を必要とする人に配慮した福祉避難所の充実や福祉避難所等への物資等を供給する体制の強化に努めます。
- ② 民生委員・児童委員、福祉委員などを中心とし、地域の特性に合わせて、日頃からの安否確認体制が構築されるよう、介護支援専門員や相談支援専門員との連携を図るなど、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた個別避難計画の策定に努めます。
- ③ 大規模な災害が発生した場合に災害ボランティアによる災害復旧の支援がスムーズに受け入れられるよう、災害ボランティアセンターの設置をはじめとする地域の「受援力」を高めます。

【令和6年度】

取組内容の事業実績	
①	市 災害が起こっても地域住民の安全確保につながるよう、地域福祉課と防災安全課が協議を重ね、災害時の要援護者等の避難所の受入体制について、幅広く災害時の対応ができるよう現実を想定した福祉避難所の在り方の検討を行いました。
	社協 災害等における本会の安否確認・参集体制や業務執行体制、平時における備え等について定めることを目的に、本会が定める事業継続計画（BCP）の見直しを定期的に行うとともに、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルをPDCAサイクルに基づき、運用状況の確認を行いました。
②	市 日頃からの安否確認体制の継続に向け、任期途中で辞任された民生委員・児童委員の地区の自治会長等と密に連絡をとり相談しながら、後任の選出（2地区）を行いました。また、個別避難計画の策定に向けて、防災安全課と関係機関及び関係部署が連携できる仕組みの検討を行いました。福祉部局にて避難行動要支援者名簿を更新し、希望する自治会へ配布しました。防災部局にて民生委員・児童委員、介護支援専門員、訪問看護等に対し、個別避難計画に関する説明を継続的に実施しました。
	社協 まちづくり協議会を単位として福祉委員（332人）を委嘱するとともに、地区福祉委員会を中心に地域内の75歳以上一人暮らし高齢者を対象に安心見守り訪問事業を実施し、日ごろからの安否確認体制の構築に努めました。また、主任介護支援専門員連絡会で災害時に備えた研修を実施（2回）し、支援する側の立場としての役割や、事業継続計画（BCP）の必要性について理解を深めました。
③	市 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業（国庫補助1/2）を活用して、社協に補助金を交付するとともに、社会福祉協議会が開催した災害ボランティアセンター設置訓練に関係団体と共に多数のグループ員が参加し、連携要領の深化を図りました。
	社協 災害ボランティアセンターについては、行政をはじめ関係団体、ボランティア、近隣社協など多数関係機関参画のもと、初めてあいあい訓練を開催し、受付時やニーズ把握においてキントーンアプリを導入したり、のぼり旗を作成して動線を明確にするなど、内容を充実させるとともに、市内高校生にも参加していただき、災害時を想定した訓練を行いました。また、広域的な災害に備え三泗鈴亀ブロック社協災害時広域連携協議会では昨年度に引き続き研修会を実施し、平時より顔の見える関係性を構築し連携強化に努めました。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

<p>全国各地で地震等が発生し、災害がいつ起こるとも限らない状況に備えて、避難行動要支援者名簿の更新を行っていく。</p> <p>防災安全課と関係部署、民生委員・児童委員や自治会などと連携しながら、個別避難計画を策定していく。</p> <p>さらに、国庫補助（国庫補助1/2）の活用を図り、設置訓練に必要な資機材の購入や社会福祉協議会において、毎年1回関係する団体や市民・企業等の協力を得ながら災害ボランティアセンター設置・運営訓練に取り組むなど、地域の受援力の向上につなげる。</p>



(5) 関係機関の連携強化

【5年後のあるべき姿】

多職種及び多機関が有機的に連携し、複雑化・複合化した課題にも重層的に支援ができる体制が整っています。

【取組指針】

- 地域まちづくり協議会、福祉関係事業者、保健・医療分野の専門職などとの連携を強化しながら、重層的な支援体制を整備し、地域の福祉課題の解決に努めます。

【取組内容】

- ① 世帯等が抱える多様な課題を包括的に受け止めるため、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所などの相談機関等との有機的な連携体制を整え、相談支援体制の充実・強化を図ります。
- ② 地域が抱える福祉課題の解決に向け、ボランティアコーディネーターや生活支援コーディネーターなどの活動とコミュニティソーシャルワーカー（CSW）とが連携し、個別の活動と人をつなぎ合わせたり、他分野同士の事業を組み合わせたりするなど、地域づくりを支援する機能の強化を図ります。
- ③ 保健・医療分野をはじめとする専門職や、教育、法務なども含めた多機関の協力のもと、支援関係機関の役割分担の調整や課題を解決へとつなげるなど、重層的支援体制の中核を担う多機関協働の支援体制づくりを進めます。

【令和6年度】

取組内容の事業実績	
①	<p>子ども・障がい・高齢・生活困窮といった福祉分野をはじめ、市の相談窓口機能を有する部署（水道、環境、住宅、小中学校、病院など）に、つながるシートを活用した包括的相談支援事業を市と社協と一緒に説明し、各分野において相談を断らない有機的な相談支援体制づくりに取り組んでおり、重層的支援体制整備事業の理解が亀山市に浸透してきています。</p> <p>また、市と社協、教育委員会で、不登校児童の支援フローについて視察（滋賀県野洲市）し、教育分野と福祉分野の情報共有等の在り方について検討を進めました。</p> <p>さらに、令和6年度より障がい者を支援する亀山市基幹型相談支援センターを直営で設置し、相談者にわかりやすい窓口となるよう相談支援体制の整理を行いました。</p>
社協	<p>福祉課題が多様化・複合化する中、法人内でも各分野における相談支援事業間の連携や情報共有について、ケース会議等を必要に応じて行うことができる体制が整ってきています。</p> <p>引き続き、地域包括支援センターや障害者総合相談支援センターなどの相談機関と連携した支援体制の充実・強化を図ります。</p>

②	市・社協	<p>生活支援コーディネーター（社協）とまちづくり協働課（市）が一緒に、地域の資源情報を見える化した地域福祉カルテを更新・配布（地域まちづくり協議会、民生委員・児童委員など）し、地域づくりの支援につなげました。</p> <p>また、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターを中心とした、地域に関係する専門職のネットワークの構築を図るため、地域に関係する専門職のネットワーク会議（12回）を開催し、地域課題の把握やその解決が図れる支援体制づくりを行っています。</p> <p>さらに、生活困窮者や制度の狭間の世帯に対し、相談支援包括化推進員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、行政、学校関係、関係機関などが連携し、相談支援包括化サポート担当者会議（26回）を開催し、世帯や個人が抱える福祉課題の解決に向け取り組みました。</p>
	市	<p>令和6年4月より「こども家庭センター」を開設し、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象にその福祉に関し、心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し必要な支援を行いました。また、地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談やイベント開催などを実施し、その内容に応じて関係機関と連携を図りました。</p>
③	市・社協	<p>市に配置した相談支援包括化推進員と社協のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が共同し、つながるシート（24件）の利活用方法を継続的に訪問周知することにより、各支援関係機関が把握した複合的な福祉課題がつながってきており、特に教育機関（学校）からの相談が増加傾向です。</p> <p>また、支援の必要性に応じて、支援の方向性をまとめたトータルケアプランを作成・管理する相談支援包括化サポート会議（12回）・担当者会議（26回）開催し、情報共有や関係機関などの役割分担を図りました。</p> <p>トータルケアプランを主体に、対象者の状況に応じて、社会とのつながりづくりを提供する参加支援プランや訪問や同行を必要としたアウトリーチプラン等も立案し、支援対象世帯のニーズにあった継続的な相談支援を行いました。</p>

【課題と今後の方向性(市・社協)】

<p>地域福祉力向上重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業として、福祉分野のみならず、相談窓口を有する部署など全庁的な取組として展開できるよう、また特に教育現場で抱えている生活課題が多くあり、福祉的な支援が必要な世帯について、担当者サポート会議などで情報共有・相互理解・役割分担を行えるよう、教育委員会やこども家庭センター等と連携し、「教育」と「福祉」が連携した支援体制の充実を図っていく必要がある。</p> <p>地域づくり事業は、地域が抱える課題の実情に応じて、その解決が図られる検討が進めむよう、生活支援コーディネーターが中心となり、現に活動しているちよこボラの支援者会議への参加や、活動団体立ち上げに向けた支援などに引き続き関わるとともに、専門職や地域住民を含めた福祉課題についての意見交換やフォローアップができる場づくりの検討を進めていく。</p> <p>多機関協働に関する取組を市と社協が共同で事業周知を行うとともに、複合的な福祉課題を抱えた世帯には、支援対象者との関係性の構築や、各関係機関の役割分担を図るなど、世帯の支援に必要な多機関が連携し続けることができる体制づくりに向け、市・社協の支援体制の充実・強化を図る。</p>

3 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

(1) 地域活動の充実



【5年後のあるべき姿】

地域における集いの場や交流の機会が大切にされ、身近な地域での住民相互のつながりが深まっています。

【取組指針】

- 住民一人ひとりが地域社会の一員として自覚を持ち、地域での活動が広がるよう支援します。

【取組内容】

- ① 地域における福祉活動等を促進するため、介護機器の貸出などソフト面の環境の充実を進めます。また、地域まちづくり協議会の活動拠点である地区コミュニティセンター等の整備・充実に図ります。
- ② 地域で生活する人の相互理解や連帯感を醸成するため、世代や属性を越えて交流することができる地域行事等の開催を促進します。
- ③ 教育委員会と連携して、学校運営協議会を介した住民のつながりづくりに取り組むとともに、青少年育成市民会議の「愛の運動（登下校時の見守り活動）」などを活用し、垣根なく誰もが自然に参加する「あいさつ運動」を実施します。
- ④ 地域での生活を支える買い物支援等の生活支援サービスなど、地域が抱える課題に対し、生活支援コーディネーターが中心となって、個別の活動や人をつなぐことなどによって解決を図りながら、社会資源の開発・活動促進ができる体制づくりを進めます。

【令和6年度】

取組内容の事業実績	
①	市 <p>昼生地区および城北地区集会所の空調機取替修繕や神辺地区外壁修繕、東部地区駐車場補修工事など、まち協の活動拠点の整備・充実を図ることにより、地域における福祉活動の促進につなげました。</p>
	社協 <p>引き続き、車いすや歩行器の介護機器をはじめ、イベントやサロンにおいて、高齢者や障がい者に配慮した遊具や資材の貸出し備品を整備し、地域福祉活動を下支えするサポート体制に努めました。また、亀山市社会福祉法人連絡会の地域公益活動として、各法人の備品等の貸出を行っています。 車いす貸出件数：261件 歩行器貸出件数：3件</p>
②	市 <p>地域自らが地域の課題解決に向けて取り組むなど、地域の活性化を目的とした地域活性化支援事業補助金(4地区)を交付し、住民交流を促進するためのコスモス祭り(川崎地区)、地域の活力を継続させるための「健活」推進事業(坂下地区)など世代を超えて交流することができる地域行事の開催を支援しました。</p>
	社協 <p>地域まちづくり協議会(福祉委員会)に対し、地域特性に応じた福祉活動を展開することを目的に小地域ネットワーク活動助成事業を実施し、三世代交流会をはじめ訪問活動などについてコーディネートをを行いました。三世代が交流できる事業を実施している地区は18/22地区と増えてきています。また、各地区のコミュニティセンターや集会所等を利用し自主的に行うサロン活動推進助成事業を実施し、地域住民誰もが参加できるコミュニティサロンは19地区(+4地区)で展開されました。</p>
③	市 <p>地域の団体と連携して、登下校時の見守りを行う「愛の運動」(88団体)を実施しました。 亀山市青少年育成市民会の活動を通して、あいさつの大切さについて啓発を行いました。保護者向けのアンケートでは、進んで挨拶をしているかという質問に対して、9割以上の方が「よくしている」「時々している」という回答がありました。</p>
	社協 <p>地区民生委員児童委員協議会(4地区)や更生保護女性会において、小学校の登下校の見守り活動の実施や、地区福祉委員会等において地域の小学生と一緒に高齢者訪問を実施するなど、地域の中で普段から世代を超えて交流することができる取組の支援を行いました。</p>
④	市 <p>生活支援コーディネーターが中心となり、地域住民が互いに支え合い、生活支援活動を行う「ちょこボラ」について、既存の4地区(昼生、井田川北、城北、坂下)の取組を支援するとともに、新たに1地区(川崎地区)が立ち上がり計5地区での活動がされています。</p>
	社協 <p>また、立ち上げ等に関する支援として、活動を検討している地域まちづくり協議会の話し合いの場に参加するとともに、養成講座を開催し、ちょこボラ実施団体活動発表を行い実践内容に関する情報提供を行いました。 社会資源やインフォーマルな活動の見える化に向け、「地域福祉カルテ」と「高齢者のための社会資源のしおり」を関係機関の協力を得て内容を更新しました。</p>

【課題と今後の方向性(市・社協)】

<p>引き続き、工事や修繕が必要なコミュニティセンターについて、まち協の要望や状況を踏まえつつ、計画的な修繕・工事を計画的に行っていく。</p> <p>地域における自主的で主体的な活動等の取組に対して、補助により地域の活性化を図るとともに、地域が抱える課題については、生活支援コーディネーターが中心となり、市や関係機関をはじめ民生委員・児童委員や地域まちづくり協議会関係者らの地域の方々との情報交換の場である協議体の整備を図る。</p> <p>また、学校運営協議会の運営のあり方やさまざまな立場の人が参画し、発展的な議論が可能となる組織に向けた検討を引き続き図っていく。</p>

(2) 健康づくり・生きがいづくり



【5年後のあるべき姿】

健康づくりや生きがいづくりに向けてさまざまな活動が展開され、一人ひとりが健康でいきいきと地域で暮らしています。

【取組指針】

- 住民同士がお互いに平等の立場で、支える側、支えられる側に立ち、地域で役割を果たせるよう、健康で生きがいを感じることでできる活動を支援します。

【取組内容】

- ① 住民が主体的に健康づくり活動等を行えるよう、身近な活動の場に保健師等が出向くなど、地域における健康づくりの取組を行います。
- ② 地域において、住民が世代や背景を越えてつながり、心身の健康増進と生活における楽しみや生きがいを見出す機会を充実させるため、活動に取り組むリーダーや市民活動やスポーツなどを推進する組織の育成・支援を行います。
- ③ 各種サロン活動を活発化するため、認知症カフェ等を地域で開催するほか、主催者の負担軽減を図る方策など、活動のノウハウの普及やニーズとのマッチングを図るための運営支援を行います。
- ④ 多様な活動団体や地域の支援者などの協力を得ながら、市内各地に居場所づくりを展開し、相互の連携とつなぎ機能を持たせることで、世代や属性を越えて交流できる場や居場所の整備など、「誰一人取り残さない亀山」をめざします。

【令和6年度】

取組内容の事業実績		
①	市	より幅広い世代が参加しやすいよう、令和5年9月より開始した、かめやま健康マイレージ事業の登録者が1,555人になり、個人が自身の健康意識の向上や健康習慣の見直しに取り組むなど、市民の主体的な健康活動の促進につなげました。また、市民主体の健康づくり活動の支援の一つとして出前講座を実施令和6年度は28回延べ485人の参加があり、住民主体の健康づくり活動の活性化につなげることができました。
	社協	地域での介護予防活動推進のため、地域包括支援センター保健師ワーキングで内容を検討し地域のサロンにおいて日常の健康管理やオーラルフレイル予防についての介護予防教室（1回）を開催しました。
②	市	市民活動ニュースや市民ネットなどで市民活動団体の情報の受発信を行うとともに、サロン活動支援、協働事業実施の支援、市民参画協働事業推進補助金の交付にむけての団体支援をすることで財政的支援に繋げ、市民活動団体の活動支援として、市民活動なんでも相談所を開設しました。 また、総合型地域スポーツクラブが実施する教室及びイベントの情報提供を広報かめやまに掲載するとともに、市HPに各総合型地域スポーツクラブの教室情報の詳細を掲載した。また、三重県や三重県スポーツ協会から送付された情報を提供しました。
	社協	ふれあいいきいきサロン、子育てサロン、コミュニティサロン団体の交流会を開催し、サロン代表者の活動発表や団体間の情報交換を行うことで、地域でサロン活動を継続して行えるようサロンの支援に努めました。
③	市・社協	認知症（カナリア）カフェ [元気丸カフェ（12回、188人）]・出張認知症カフェ（5回、58人）を地域で開催したほか、市内のグループホームが主体となり、「はなカフェ [認知症の人と家族の会]」が老人福祉関センターを会場に開催（32回、808人）されました。 また、地域の社会資源である高齢者対象のふれあい・いきいきサロン88団体（新規5団体）、地域住民誰もが参加できるコミュニティサロン19団体（新規5団体）に助成を行いました。さらに、団体間の情報交換や交流を深めることを目的として、サロン交流会を開催（63人）し、サロン活動の活発化を図りました。
	市・社協	青少年総合支援センターの機能について、ひきこもりの相談や自立に向けた支援体制について、総合保健福祉センターに一元化し、重層的支援体制整備事業を中心に他の関係機関と連携や情報共有しやすい体制を整備しました。 また、参加支援（就労体験等）事業やオンライン居場所の施行運用など、本人のニーズに応えられるよう資源開発に取り組みました。 図書館においては、幅広い世代が訪れており、読書活動のみならず、イベント等を通じた交流の場としても着実に機能しています。また、子育て支援センターサテライトの開設により、育児に関する情報提供や相談支援が充実し、地域における子育て支援の基盤強化につながっています。さらに、不登校傾向のある子どもたちの初期対応教室「サークルルーム」の図書館での実施により、子どもたちの相談の場や居場所を提供しました。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

地域における健康づくりに役立てていただく、アプリ de ウェルネス推進事業においてウォーキングや健診の受診を推進するとともに、市の他の施策との連携を図りながら生きがいくりにもつながらよう活用方法の検討を図る。

引き続き、住民主体の取組が地域ごとで行われるよう、活動に取り組む団体等の育成・支援を継続していくとともに、地域の身近な憩いの場であるサロン活動の推進に、生活支援コーディネーターが継続的な運営支援や立ち上げに関わっていく。

総合保健福祉センターを拠点とした居場所機能について、オンライン居場所の設置や就労支援の機能の保有検討と並行し、相談支援機能の充実・強化を引き続き図っていく。

(3) 助け合い・支え合い活動の充実



【5年後のあるべき姿】

隣近所や地区単位で住民がお互いに助け合っており、さまざまな活動により支え合いが継続されています。

【取組指針】

- 支援を必要とする人を身近な地域で支えることができるよう、助け合い・支え合いの風土を醸成するとともに、具体的な取組への展開を支援します。

【取組内容】

- ① ごみ出し・電球替えなど、日常生活のちょっとした困りごとに対する支え合いのしくみである「ちょこっとボランティア（ちょこボラ）」の普及を図り、導入をめざす地区に対し、地域特性に応じた支援を行います。
- ② 支援が必要な人への声かけ活動や見守り活動など、民生委員・児童委員をはじめとする多様な地域福祉の担い手の活動を支援するとともに、専門職による支援が必要になった場合にいつでもつながれる体制を整えます。
- ③ 地域の実情に応じつつ地域資源を生かした買い物支援や移動手段の確保など、住民同士の支え合い活動が展開できるよう、市と生活支援コーディネーター・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を軸とした重層的な地域支援の体制づくりを進めます。

【令和6年度】

取組内容の事業実績		
①	市・社協	「ちょこボラ」活動の運営支援費の補助を継続して行うとともに、生活支援コーディネーターが「ちょこボラ」を実施している地区の支援者会議等に参加し、意見交換や情報共有を行いました。 また、新たに立ち上げを検討している地区に対しての支援を行い、令和6年度から川崎地区が実施することになりました。
②	市・社協	民生委員・児童委員、福祉委員などの見守りなどの活動の活発化を図るため、市と社協と一緒にまち協（福祉委員会）を訪問（22地区）し、地域の支援者が福祉課題を発見し、支援が必要だと感じた場合、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）につなげる体制があることを、スライドや資料を用いて説明しました。
③	市・社協	生活支援コーディネーターが地域の会議に参加して、地域における生活支援の担い手の養成や、住民同士の支え合い活動の推進方策等について助言するなど、支援することができました。 また、コミュニティソーシャルワーカーが地区福祉委員会との話し合いの場に参加（10回）することで、ケースワークを通して、地域の見守りなどのインフォーマルの支え合い活動につなげています。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

<p>ちょこボラは、現在活動されている4地区のほか、新たに川崎地区が立ち上がり、5地区で活動を行っています。新たに立ち上げを検討している地区もあるものの、地区が抱える福祉課題は、移動手段の確保や担い手不足など、地域によって異なっていたり、優先度が違ったりしている現状がある。このため、地域課題の把握や地域資源の活用等を協議・検討できる場（協議体）づくりを行っていく。</p>

Ⅱ 数値目標の進捗管理

【基本目標1】地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

項目	現状値	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8年度)	備考 (現状の根拠)
地域活動での役割を何か担っている人の割合	25.2%	—	—	—	—	35%	令和2年_総合計画市民アンケート調査
住民がお互いに助け合えるまちづくりの満足度	54.1%	—	—	—	—	60%	令和3年地域福祉に関するアンケート調査
市ボランティアセンター登録者数及びボランティア数	719人	670人 (78人)	635人 (85人)	624人 (95人)		900人	市社会福祉協議会調べ

市ボランティアセンター登録者数及びボランティア数の()はちよこボラの登録者数

【基本目標2】地域の連携で安心を生み出す環境づくり

項目	現状値	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8年度)	備考 (現状の根拠)
福祉サービスに関する情報提供の満足度	52.8%	—	—	—	—	60%	令和3年地域福祉に関するアンケート調査
気軽に相談できる人・場の充実の満足度	52.1%	—	—	—	—	60%	
複合的な課題を抱えた世帯の連携支援会議の件数	24件	19件	30件	26件		36件	市社会福祉協議会調べ

【基本目標3】身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

項目	現状値	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8年度)	備考 (現状の根拠)
隣近所の方とあいさつをしている人の割合	67.4%	—	—	—	—	90%	令和3年地域福祉に関するアンケート調査
悩みや不安、困ったことがあるときに相談しない人の割合	10.0%	—	—	—	—	5%	
地域活動に参加しない人の割合	36.9%	—	—	—	—	25%	
住民主体の支え合いのしくみを構築した地区数	3地区	4地区	4地区	5地区		11地区	市社会福祉協議会調べ

※ アンケート結果をもとにした目標の評価は、後期計画の最終年度に実施します。

Ⅲ 計画の進捗管理

(1) 計画の周知・啓発

本計画は、出前講座や市ホームページなどを通じて、市民に周知・啓発を行います。特に、地域まちづくり協議会に対しては、本計画で示した計画の考え方(基本理念、基本目標など)や取組内容などを全地区で説明します。

(2) 計画の推進・評価

本計画では、亀山市地域福祉推進委員会を中心とした地域福祉にかかる関係機関・団体等の連携のもと、市民や地域の支援者、市民活動団体、福祉事業者などとの協働により福祉のまちづくりを進めることとします。

また、市健康福祉部と社会福祉協議会との連携はもとより、市の庁内連携体制を強化するとともに、担当部局や社会福祉協議会の事業内容を明示した実施計画をもって毎年度の事業推進を図り、全庁的な体制のもとで地域福祉を推進します。

(3) 計画の点検・評価

計画の進行管理を図るため、市と社会福祉協議会により、毎年、市内 22 地区の地域まちづくり協議会(福祉委員会)への地域福祉活動に対するヒアリング等を行うとともに、市関係部局及び社会福祉協議会の取組内容について、P D C A(計画・実行・評価・改善)のサイクルに基づき、進捗状況の確認を行うこととし、その結果を亀山市地域福祉推進委員会に報告し検証を行うものとします。

また、それぞれの取組内容については、地域まちづくり協議会(福祉委員会)との協働、住民の理解、参加度合いなどを含め、地域福祉の視点で総合的に評価することとします。

なお、計画の最終年度においては、S D G s の観点からも関連する目標やターゲットを意識しながら計画を総括・評価し、次期計画の見直しにつなげます。

(4) 結果の公表

計画の進捗状況等については、市ホームページ等にて公表します。

《参考》

○亀山市地域福祉推進委員会要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく亀山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び当該計画に定める施策（以下「施策」という。）の推進その他地域福祉の推進に資するため、亀山市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に必要な調査及び検討に関すること。
- (2) 施策の評価及び検証に関すること。
- (3) 社会福祉法第55条の2の規定により社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画の確認及び助言に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選出された者
- (3) 社会福祉サービスの利用等に関する支援事業を行う者
- (4) 社会福祉に関する地域活動団体に属する者
- (5) 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会の代表者
- (6) 市職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成29年4月27日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成30年11月30日までの間に委嘱され、又は任命される委員の任期は、この要綱による改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年11月30日までとする。

附 則(平成30年3月30日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

地域福祉力向上重層的支援体制整備事業 (令和6年4月～令和7年3月)

【ともに支え合い、ともに暮らせる、ふくしのまちをめざして】

令和7年9月

I 地域福祉力向上重層的支援体制整備事業の概要

【事業名】 地域福祉力向上重層的支援体制整備事業

- 開始時期 令和4年4月から

(旧事業名:地域福祉力強化推進事業[平成30年度～令和3年度])

- 委託先 社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)

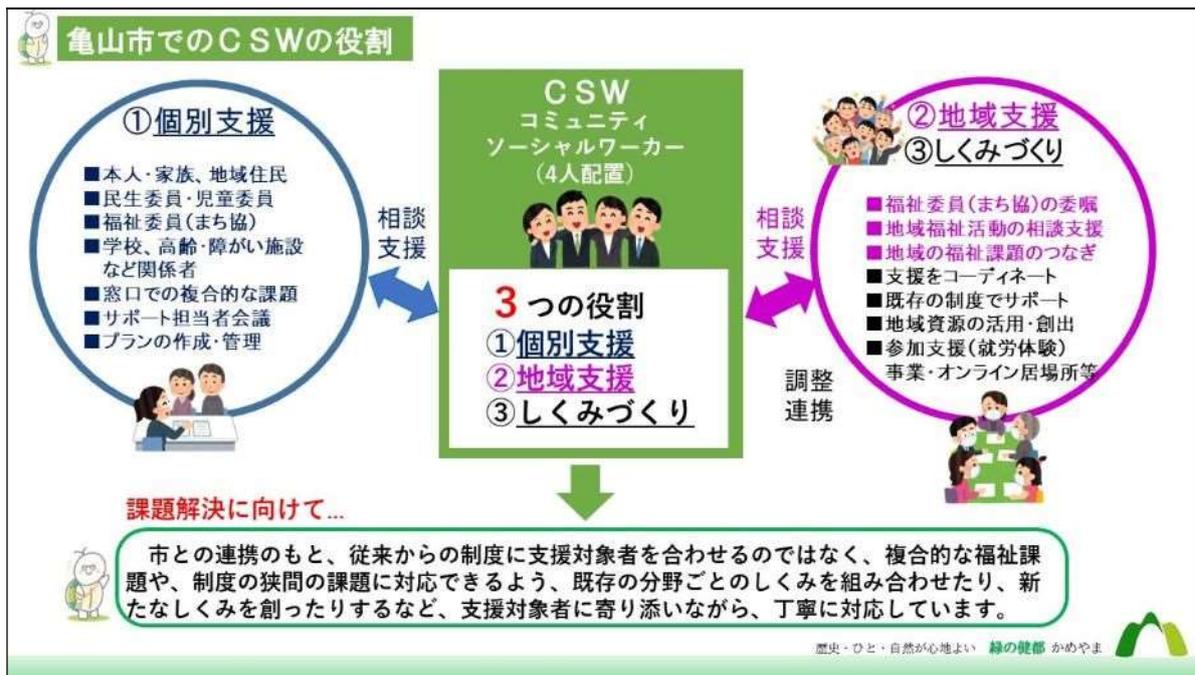
- 目的 社会福祉法第106条の4第2項に基づき、対象者の世代や属性を問わない「相談支援・参加支援・地域づくり」の事業について、市の相談支援包括化推進員と連携しながら取組を実施するため、社協にコミュニティソーシャルワーカー(以下、「CSW」という。)を配置するものです。これにより、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野を越えた包括的な支援体制づくりを進め、地域共生社会の実現を目指すものです。

- 配置人数 【市】相談支援包括化推進員 2名(行政専門員)

【社協】CSW 4名

- CSWの役割

CSWは、3つの役割(1 個別支援・2 地域支援・3 しきみづくり)を担い、事業を展開しています。

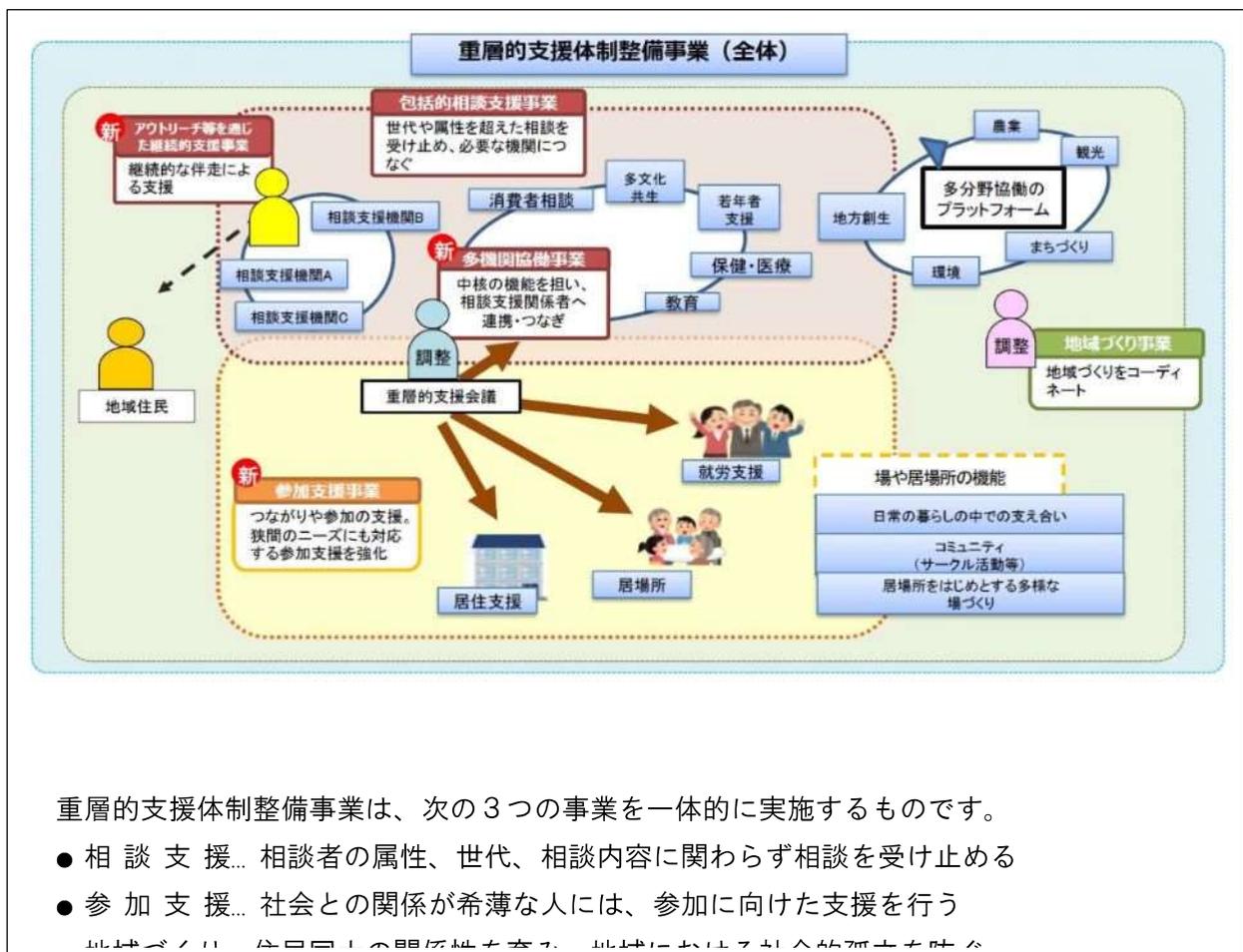


● 重層的支援体制整備事業

令和3年4月の社会福祉法の改正により、属性や分野を越えた取組を柔軟に行う重層的支援体制整備事業が創設され、市町村が任意で実施する事業として位置づけられました。

本市においても、生活困窮者対策はもとより、「8050 問題」やひきこもりに対する支援ニーズが高まっていると考えられ、これまでの取組を発展させ、その支援体制を強化していくことから、令和4年3月に策定しました第2次亀山市地域福祉計画[後期]に重点的な取組として位置づけ、令和4年度から当該事業に取り組んでいます。

〔重層的支援体制整備事業のイメージ(国)〕



重層的支援体制整備事業は、次の3つの事業を一体的に実施するものです。

- 相談支援... 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず相談を受け止める
- 参加支援... 社会との関係が希薄な人には、参加に向けた支援を行う

出典：厚生労働省

Ⅱ 地域福祉力向上重層的支援体制整備事業の取組の状況

◎ 平成 30 年度～令和 6 年度の成果と課題

1. 個別支援

個別ケースの支援では、既存の制度では支援することが困難な「制度のはざま」の問題(ごみ屋敷、ひきこもり、地域からの孤立など)を抱える世帯に対し、訪問(アウトリーチ)を主とした相談支援を展開しています。

(1) 相談件数

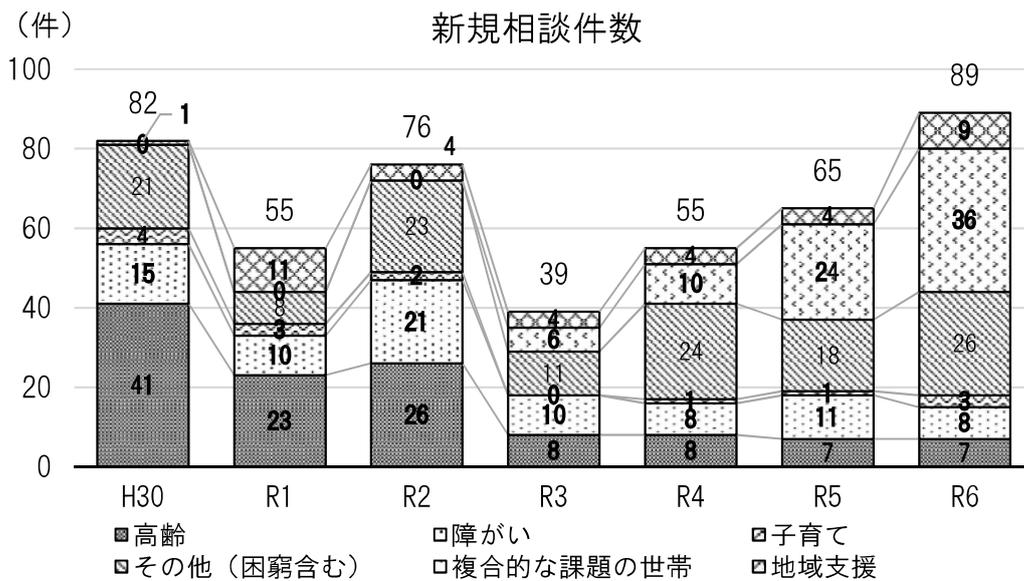
(単位:件)

		個別支援					地域 支援	合 計
		高齢	障がい	子育て	その他 (困窮含む)	複合的な課題の世帯*		
R 6	新規相談	7	8	3	26	36	9	89
	延べ相談	39	353	19	370	710	64	1,555
R 5	新規相談	7	11	1	18	24	4	65
	延べ相談	25	300	17	230	756	72	1,400
R 4	新規相談	8	8	1	24	10	4	55
	延べ相談	12	379	4	333	602	82	1,412
R 3	新規相談	8	10	0	11	6	4	39
	延べ相談	104	380	3	125	657	171	1,440
R 2	新規相談	26	21	2	23	-	4	76
	延べ相談	66	734	35	396	-	267	1,498
R 1	新規相談	23	10	3	8	-	11	55
	延べ相談	55	262	130	131	-	155	733
H 30	新規相談	41	15	4	21	-	1	82
	延べ相談	130	99	19	85	-	116	449

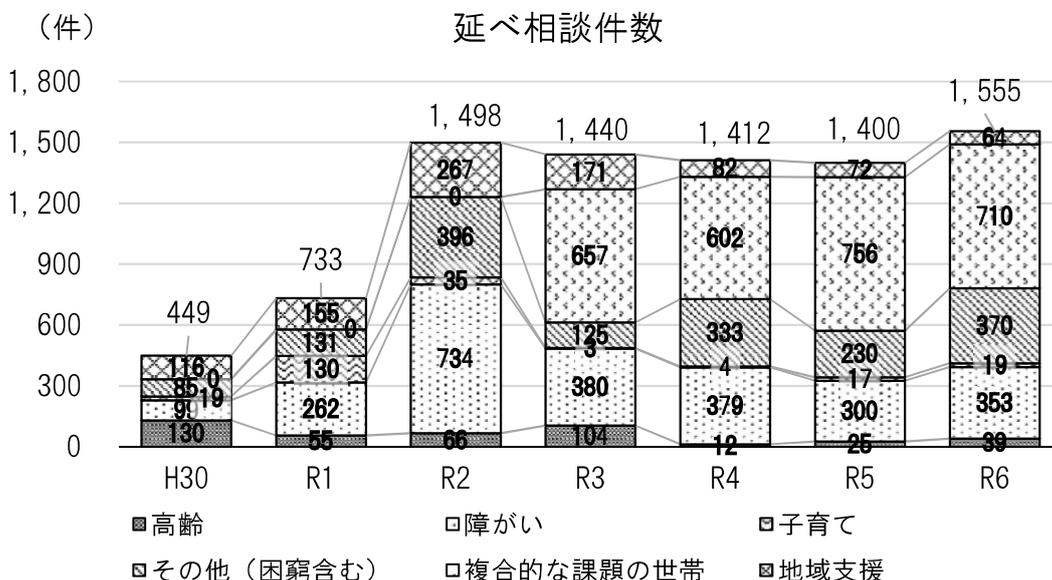
* 令和 3 年度から複合的な課題を抱えた世帯を集計

新規相談件数の推移について、令和3年度から増加傾向で令和6年度と比較すると228%増となっています。令和3年度から市内に地域包括支援センターが再編され、3か所設置されたことにより高齢者の相談は減少傾向です。

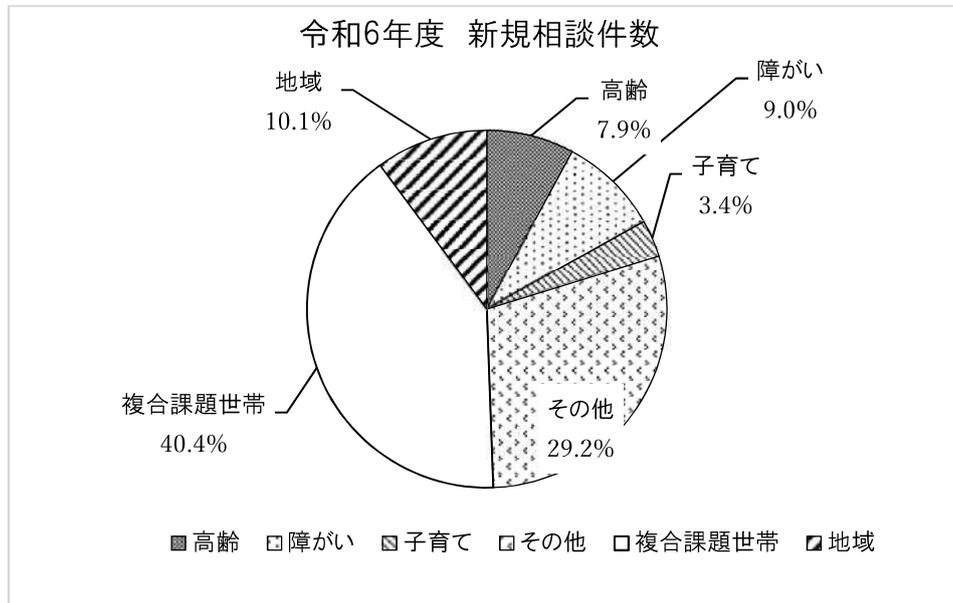
一方で、生活困窮状態にある方、障がい者手帳を所持していない方や、引きこもり状態にある方、いわゆる「制度のはざま」に該当する「その他」や8050世帯や世帯全体が生活に生きづらさを抱え困りごとの起因となるものが多岐にわたっている「複合的な課題の世帯」（以下「複合課題世帯」。）の相談が年々増加傾向にあります。



延べ相談件数の推移について、CSWの職員配置の充実に伴い、令和2年度から年間1,400件を超え、月約120件以上の支援にあたっていることとなります。相談者の多くはいわゆる困難ケースが多く、相談支援や課題解決に相当な時間を要し継続して関りつづける必要があるケースが多く、年々延べ相談件数が積みあがっており、約1,500件の相談対応を維持している状況です。

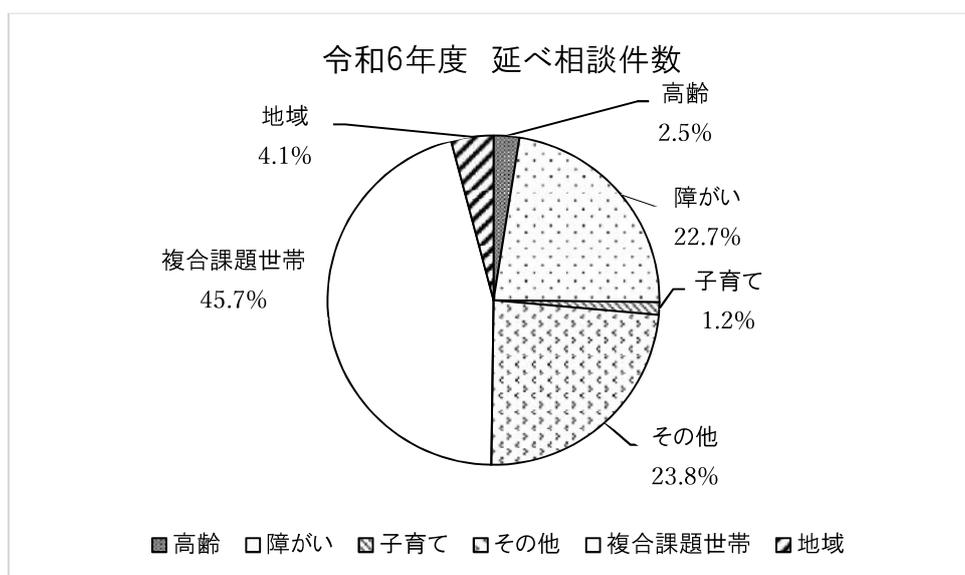


令和6年度の個別支援における新規相談件数をみると、複合的な課題の世帯(以下「複合課題世帯」。)が36件(40.4%)と最も多く、次いで、生活困窮を含むその他が26件(29.2%)、障がいが8件(9.0%)となっています。令和5年度に引き続き令和6年度も、複合課題世帯の割合が最も多くなっており、関係機関との連携を図りながら積極的にケースの掘り起こしを行っている成果が表われてきています。



一方、令和6年度の延べ相談件数では、1,500件を超え、その割合をみると、複合課題世帯が45.7%(710件)で、複合課題世帯は、相談につながると本人との関係性の構築から必要な場合が多いことに加え、世帯の課題のときほぐしや課題の整理など、継続的な相談支援等が欠かせない傾向があります。

また、その他23.8%(370件)、障がい22.7%(353件)となっており、特に障がいの相談については、相談に訪れた方に対し、適切な専門機関やサービスにつなげるまで、時間を要するのが現状です。



(2)支援方法

(単位:件)

		高齢者	障がい者	子育て	その他 (困窮含む)	複合的な課題の世帯*	地域	合計
R6	電話	16	295	3	143	159	6	622
	来所	9	26	9	71	114	3	232
	訪問	2	8	7	87	108	34	246
	SNS	0	3	0	36	176	0	215
	その他	12	21	0	33	153	21	240
合計		39	353	19	370	710	64	1,555
R5	電話	13	263	1	93	244	8	622
	来所	2	18	2	43	86	6	157
	訪問	4	7	7	48	124	46	236
	SNS	0	3	1	21	161	0	186
	その他	6	9	6	25	141	12	199
合計		25	300	17	230	756	72	1,400
R4	電話	5	292	3	161	243	28	732
	来所	4	27	1	63	64	3	162
	訪問	2	32	0	69	101	40	244
	メール	0	6	0	9	109	0	124
	その他	1	22	0	31	85	11	150
合計		12	379	4	333	602	82	1,412
R3	電話	66	239	1	68	293	26	693
	来所	20	39	0	19	122	14	214
	訪問	6	73	1	25	72	92	269
	その他	12	29	1	13	170	39	264
合計		104	380	3	125	657	171	1,440
R2	電話	39	439	24	175	-	78	755
	来所	8	76	2	45	-	34	165
	訪問	9	121	2	88	-	109	329
	その他	10	98	7	88	-	46	249
合計		66	734	35	396	-	267	1,498
R1	電話	22	148	104	52	-	17	343
	来所	17	27	3	26	-	31	104
	訪問	9	48	12	29	-	92	190
	その他	7	39	11	24	-	15	96
合計		55	262	130	131	-	155	733
H30	電話	32	20	11	19	-	2	84
	来所	28	25	3	20	-	7	83
	訪問	56	39	1	22	-	65	183
	その他	15	15	4	23	-	42	99
合計		131	99	19	84	-	116	449

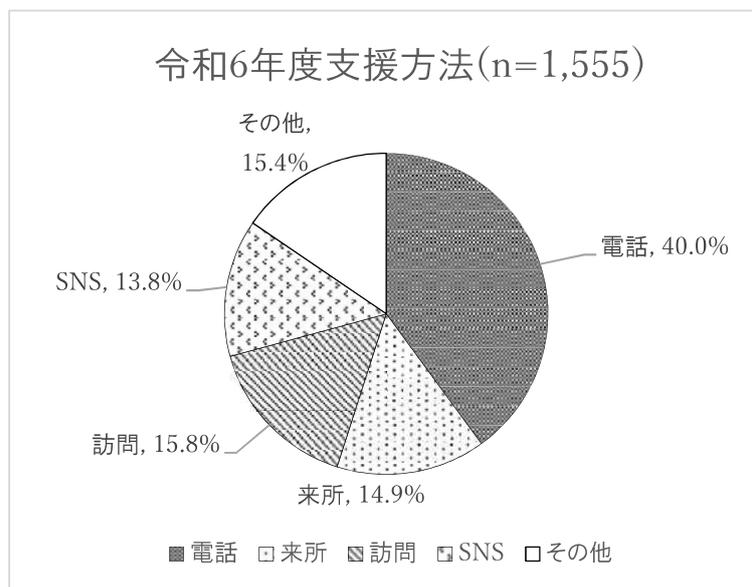
* 令和3年度から複合的な課題を抱えた世帯を集計

* 令和4年度からメールでの支援方法を集計

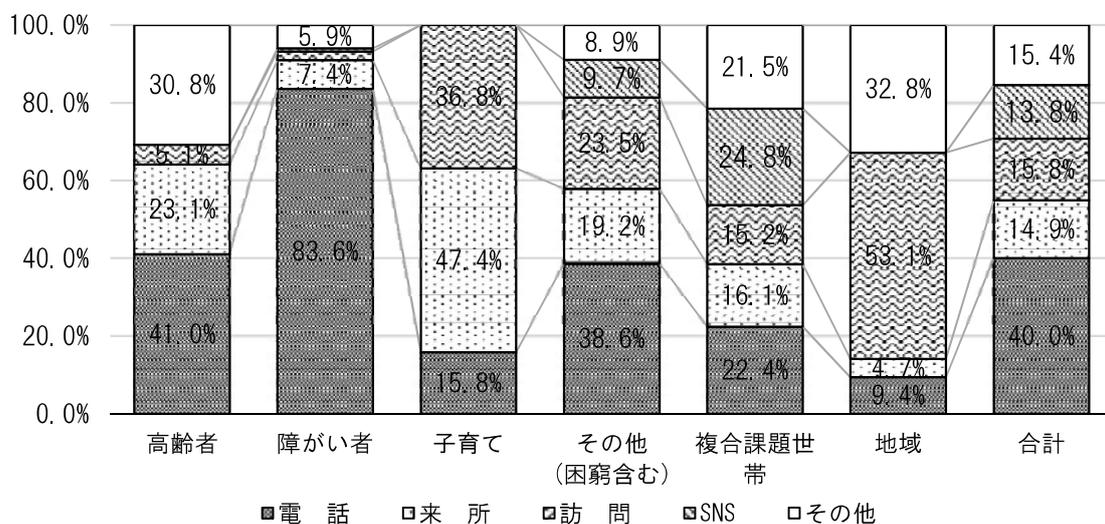
支援の方法は、電話による支援が40.0%(622件)と最も多く、続いて主なものとして、訪問15.8%(246件)、来所14.9%(232件)、SNS13.8%(215件)となっています。支援方法の対象者別の内訳をみると、複合課題世帯は電話、来所、訪問、SNSなど幅広く支援にあたっているのが分かります。これは、電話やSNSで連絡調整を図りながらアウトリーチを主体とした支援につなげているためです。

また、その他を含むひきこもりの方などに対し、SNS(LINE)での支援方法は有効で、相談したいタイミングで発信できる、対面でのやりとりが苦手な方や支援者側からも短い文章で相談者に要件を伝えることで、会話より目で見ること理解ができ支援もスムーズに行えています。

さらに地域支援について、地域まちづくり協議会や福祉団体等の地域に出向き重層的支援体制整備事業の事業理解につなげるとともに、個別支援からつながりづくりや見守り体制を構築していくためにSNSを活用することも有効な手段となっています。



令和6年度 支援対象者別内訳



(3)相談経緯(新規のみ)

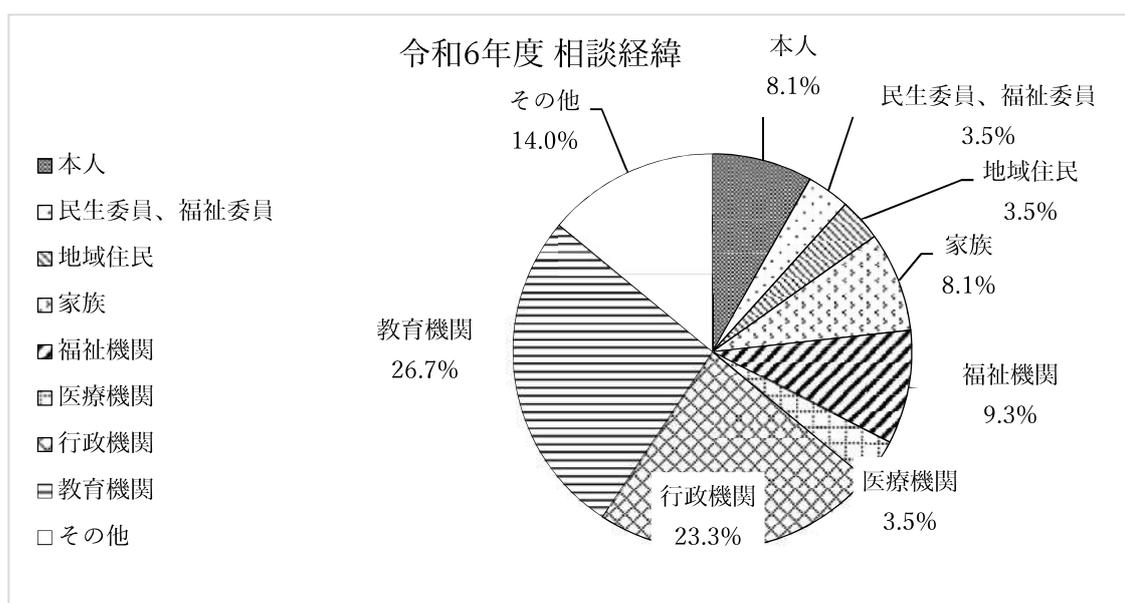
(単位：件)

	本人	民生委員 福祉委員	地域 住民	家族	福祉 機関	医療 機関	行政 機関	教育 機関	その他	合計
R6	7	3	3	7	8	3	20	23	12	86
R5	10	6	4	8	8	2	11	15	6	70
R4	9	5	5	4	11	1	10	2	8	55
R3	10	8	4	4	5	1	5	0	2	39
R2	11	22	4	3	9	3	16	5	3	76
R1	9	26	6	2	2	-	8	-	2	55
H30	16	29	10	6	10	-	6	-	5	82

相談経緯では、教育機関が23件(26.7%)、行政が20件(23.3%)、福祉機関が8件(9.3%)と続き、次いで、本人・家族が7件(8.1%)、民生委員・福祉委員・地域住民が3件(3.5%)、その他が12件(14.0%)となっています。新規相談は令和6年度もっとも多く、複合課題相談支援つながるシートの運用や相談支援体制が定着しつつあることが窺えます。

特に教育機関からの相談が多く、教育現場で抱えている生活課題に対し、福祉的な支援が必要な世帯について、担当者サポート会議などで情報共有・役割分担を明確にしながら「教育」と「福祉」が連携し支援を行うことが必要不可欠です。

複合的な福祉課題を抱えた世帯は、地域から孤立気味であったり、人間関係が希薄化したりしている傾向が高く、そもそも支援機関等につながりにくい現状があります。このため、福祉分野のみならず、人権、税、市民相談、住宅など、市の相談窓口を有する部署をはじめとしたあらゆる支援関係機関等から、複合的な福祉課題を受け止められるよう、事業の周知とともに、支援体制の充実・強化が求められます。



2. 地域支援 ・ 3. しきみづくり

誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、地域まちづくり協議会(福祉委員)と連携を図り、地域の福祉課題の発見・解決、セーフティネットの体制づくり、見守り活動などを行うなど、住民による支え合い活動の促進を図ります。また、健康福祉部をはじめとした関係機関と連携して、既存の制度では対応することが難しい福祉課題の解決に向け、行政による支援やインフォーマルな支援を組み合わせるなど、支援のコーディネートを行いました。

(1) 地域への関わり・会議への参加

【事業成果】

指標名		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
地域での話し合いの場に参加	計画値(回)	50	50	50	50	50
	実績値(回)	10	25	8*	15*	27*
福祉委員会への参加	計画値(地区)	22	22	22	22	22
	実績値(地区)	22	22	21*	16*	11*

* 令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未開催地区あり

(2) 地域福祉シンポジウムの開催

本市の第2次地域福祉計画〔後期〕の基本理念である「ともに支え合い ともに暮らせる ふくしのまち」の実現に向け、地域福祉活動の在り方を考える機会となるようシンポジウムを開催しました。

【日 時】 令和6年7月5日(金) 午後1時30分から午後4時

【場 所】 亀山市文化会館 中央コミュニティセンター

【参加者】 約250名(市民、地域まちづくり協議会(福祉委員)、民生委員・児童委員など)

プログラム

【第1部 基調講演】

演 題 断らない相談支援から社会とのつながりをつくる参加支援

講 師 社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長 勝部 麗子

【第2部 トークセッション】

テーマ 誰ひとり取り残さないまち、亀山をめざして(仮称)

～亀山版「重層的支援体制整備事業を通して考える～

ファシリテーター：佛教大学 社会福祉学部 社会福祉学科 准教授 長友 薫輝

パネリスト：勝部 麗子(豊中市社会福祉協議会 事務局長)

小林 弘樹(NPO法人えん 代表理事)

櫻井 義之(亀山市長)

中原 博(亀山市教育長)

楳谷 英一(社会福祉協議会 会長)

(3) ボランティア講座

地域での助け合いや支え合い活動について理解を深め、日常生活のちょっとした困りごとに対応できる「ちょこっと・ボランティア（ちょこボラ）」の養成及び支援を目的に開催しました。

<令和6年度>

日 時： 令和6年12月9日（月）

内 容： ちょこボラ実施団体活動発表

グループワーク「自分たちの地区でちょこボラについて考えてみよう」

参加者： 29名

参 考

年 度	内 容
令和5年度	日 時：令和6年1月20日（土） テーマ：「あったらいいな」こんなちょこボラ！～みんなで作ろう！HAPPY LIFE！～ 協 力：亀山ファシリテーターズ 参加者：57名（地域まちづくり協議会の関係者[会長を含む]）
令和4年度	日 時：令和4年12月22日（金） テーマ：（1）まかせて！！漕代支援隊（講師：漕代支援隊の代表者） （2）亀山市ちょこボラ団体活動紹介VTRの上映 （3）地域介護予防活動支援事業補助金について 参加者：50名
令和3年度	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
令和2年度	日 時：令和2年12月11日（金） テーマ：お互いさんのまちづくり 住民同士の支え合い活動「ちょこボラを知ろう」 講 師：名張地区まちづくり協議会・井田川北まちづくり協議会の代表者 参加者：37名

(4) ちょこボラの進捗状況

昼生地区（フレンドサービス[H30.7]）、井田川北地区（井田川北支え愛たい[R2.1]）、坂下地区（ええやんよろずや縁[R3.4]）、城北地区（城北サポート隊[R4.6]）、令和6年度は新たに川崎地区「川崎サポート隊」が令和6年7月に立ち上がり、地域におけるちょっとした困りごと（ゴミ出しや草刈りなど）に対応するちょこボラの活動が行われています。

地域づくりや地域支援に当たっては、ボランティア講座の開催に加え、地域まちづくり協議会（福祉委員）に対し、市と社協で継続的に概要や支援体制があることを説明しています。

また、市環境課・地域福祉課と市環境センターへの一般廃棄物の持ち込み方法について意見交換を行い、ちょこボラ活動がスムーズに行えるよう支援するとともに、新たに立ち上げを検討している地域まちづくり協議会にちょこボラの概要説明や他地区の実施内容についての資料の提供等の支援を行っています。

【事業成果】

指標名		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
地域福祉課題の解決を試みる地域まちづくり協議会数	計画値	7地区	7地区	5地区	5地区	5地区
	実績値	5地区 昼生・井田川北・坂下・城北・川崎	4地区 昼生・井田川北・坂下・城北	4地区 昼生・井田川北・坂下・城北	3地区 昼生・井田川北・坂下	2地区 昼生・井田川北

(4) 参加支援への取り組み

① 亀山市参加支援(就労体験等)事業

既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している方への支援を行うため、令和5年10月から地域の社会資源等を活用した社会とのつながりづくりを提供する「亀山市参加支援(就労体験等)事業」は、対象者の希望に合わせ、協力(登録)事業所も増加傾向にあります(R7年3月時点での登録事業所数6事業所)。

事業実施は、社協に委託する地域福祉力向上重層的支援体制整備事業において参加支援プランを作成・管理した上で、支援対象者の受入先(民間事業所等)に対し、支援に必要な実費相当分の謝礼金(2,000円/日[上限20日/月])を支払うことで、協力事業所等から就労体験の場を提供いただくものです。

【事業の成果】

指標名		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
協力事業所数	登録数	6事業所	4事業所	—	—	—
参加支援(就労体験等)事業利用者	実績値	4人	3人	—	—	—

※ 協力事業所 5事業所(登録6事業所)

- ・特定非営利活動法人 Scuderia SUZUKA
- ・特定非営利活動法人 夢想会 夢想工房
- ・NPO 法人えん
- ・有限会社シャトー
- ・クリプトメリア
- ・株式会社キンレイ

② オンライン居場所の施行運用

対面でのコミュニケーションが難しい方や、精神的な理由等により、外出や仕事に行くことができないなど、一人ひとりの状況やニーズに応じて、個人を特定されず気軽に参加できるオンライン居場所の施行運用を行い、令和7年度からの本格運用に向けて取り組みました。

- ・内部協議・打合せ 10回
- ・内部プレゼンテーションの実施 3回
- ・関係機関への概要説明 3回
- ・外部プレゼンテーションの実施 3回
- ・体験版の施行運用 6回

③ 先進地視察等

第2次亀山市地域福祉計画(後期)に位置付けている取組み、施策の実現に向け、先進的に取り組んでいる自治体及び社協への視察を市とともに実施しました。

実施日 令和7年2月3日(月)

場 所 滋賀県野洲市

内 容 不登校生徒移行支援会議のデザインの仕方と具体的な会議の運用方法について

実施日 令和7年3月17日(月)

場 所 志摩市社会福祉協議会

内 容 オンライン居場所事業の運用について

(5)多機関協働による包括的支援体制の構築に向けて

市に事業の司令塔機能となる相談支援包括化推進員(以下、「包括化推進員」という。)を配置し、事業の実行を社協が担うよう役割分担を整理し、取り組んでいます。

事業の実施にあわせ、案件に応じて必要な関係者を会議の構成員とでき、本人同意の有無に関係なく、情報共有や情報交換などが可能となるサポート担当者会議(法第106条6第1項)を運営しています。サポート担当者会議の案件で支援が必要な場合は、世帯全体の支援の方向性をまとめたトータルケアプランを作成・管理する場として、相談支援包括化サポート会議(第106条4第2項第5号)を開催しています。併せて、分野を超えた複合的な福祉課題を抱えた世帯を、市と社協につなげていただく、「つながるシート(別紙⑥)」を運用し、支援関係機関に対して、毎年度、周知を行っています。

また、令和3年度からは、市民の福祉課題に直面する機会が多いと思われる課(市民相談、税、水道、環境、教育、病院など)を選定し、市と社協と一緒に担当部署を訪問説明に伺い、事業概要やつながるシートの利活用などについて、全庁展開を進めています。さらに、教育分野や支援関係団体が開催する研修会に講師として参加し、事業周知に取り組んでいます。

これらに加え、CSWの取組の継続的な周知や必要な人に支援が届けられるよう、市民向けの啓発チラシについて、地域まちづくり協議会(福祉委員)等への配布や窓口への配架を行いました。

令和6年度の研修会での説明先

	参加日	参加先
1	令和6年5月21日(火)	亀山ライオンズクラブ
2	令和6年5月25日(土)	三重県介護支援専門員協会鈴亀支部(総会記念講演会)
3	令和6年6月14日(金)	亀山市小中学校生徒指導協議会
4	令和6年11月6日(水)	三重県(令和6年度地域支援対応力向上研修会)
5	令和7年2月8日(土)	亀山親亡き後を考える会つむぐ (親亡き後相談の取組みについて)

令和6年度の主な訪問説明先

	訪問日	訪問先
1	令和6年4月11日(木)	亀山市立関中学校
2	令和6年4月15日(月)	亀山市立亀山中学校
3	令和6年4月16日(火)	亀山市立中部中学校、亀山市立井田川小学校 亀山市立川崎小学校、亀山市立野登小学校
4	令和6年4月17日(水)	三重県立あけぼの学園高等学校
5	令和6年8月27日(火)	三重県立石薬師高等学校
6	令和6年9月18日(水)	三重法務少年支援センター(津少年鑑別所)
7	令和6年10月1日(火)	保育園長会
8	令和6年10月2日(水)	三重県立飯野高等学校
9	令和6年10月9日(水)	幼稚園長会
10	令和6年10月22日(火)	小・中校長会
11	令和7年3月21日(金)	三重県総合教育センター

訪 問 先 (平成30年度～令和5年度)			
子ども	市立・私立幼稚園 市立・私立保育所 認定子ども園	小・中学校(管理職、青年部) 市内の高等学校 杉の子特別支援学校	教育委員会 青少年総合支援センター 適応指導教室 県教育委員会生徒指導課 (スクールカウンセラー) (スクールソーシャルワーカー)
高齢	居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)(鈴鹿・亀山圏域) 地域型地域包括支援センター(ぼたん、もくれん) 基幹型地域包括支援センター(きずな)		
障がい	障害者総合相談支援センター(あい) 計画相談支援事業所(鈴鹿・亀山圏域)		
困窮生活	サポートステーションみえ、おしごと広場みえ 三重県こころの健康センター(ひきこもり地域支援センター) 亀山警察署		
福祉	健康福祉部(長寿健康課、子ども未来課、地域福祉課) 地区民生委員児童委員)議会、亀山市保護司会		
その他	三重法務少年支援センター、中勢サポートセンター 鈴鹿亀山消費生活センター、三重県地域生活定着支援センター 鈴鹿保健所		
市	総合政策部税務課(収納対策G)、生活文化部市民課(医療年金G、戸籍住民G、国民健康保険G)、環境課(廃棄物対策G)、文化スポーツ課(文化共生G)、地域観光課(地域サービスG)、産業建設部都市整備課(住まい推進G)、上下水道部上水道課・下水道課、教育委員会教育総務課(施設・保健給食G)、学校教育課(教育支援G、教育研究G)、生涯学習課(社会教育G)、地域医療部病院総務課(医事G)、地域医療課(地域連携G、地域医療G)、訪問看護ステーション		

複合課題相談支援「つながる」シート

「つながるシート」とは、複合的な福祉課題を抱えた世帯の中で、高齢・障がい・子育てなど、単独の相談支援機関では対応できない場合、本人の状況をはじめ、望まれる支援やCSWにつなぐ理由などを記載し提出していただくことで、世帯が抱える課題を包括的に受け止め、その後の支援のアプローチにつなげていくものです。

支援が必要と思われる世帯が支援につながり、支援に必要な多機関が連携し、チームとして関わり続けられるよう、当該シートに必要な事項を記入していただき、市・社協までご提出ください。

提出先：亀山市社会福祉協議会(コミュニティソーシャルワーカー)[事業受託者]
 亀山市羽若町 545 番地 総合保健福祉センターあいあい内 TEL: 0595-82-7985

相談日	令和 年 月 日	相談機関(者)	機関名				
			依頼者		電話	-	-

※相談機関が作成された既存のインテークシート、アセスメントシート(基本情報や経過の分かるもの)等があれば、添付してください。
 なお、添付されない場合は以下の基本情報について、把握された可能な限りの情報をご記入ください。

■ 基本情報

主な支援の対象者							
ふりがな				性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()		
氏名				生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 歳		
住所	〒 - 亀山市						
電話	自宅	- -		携帯	- -		

本人を含む世帯の状況【①相談経緯、②環境(生活状況、経済面、健康状態など)、③課題と考えられること】

①相談経緯
②環境(生活状況、経済面、健康状態など)
③課題と考えられること

本人を含む世帯の希望欄【どのような支援を望んでいるのか】

--

関係機関(依頼者)として考える方向性【コミュニティソーシャルワーカーにつなげる理由】

--

複合課題相談支援「つながる」シートを活用した 多機関協働による包括的支援体制の構築をめざして

市では、社会福祉協議会(以下、「社協」)に配置したコミュニティソーシャルワーカー(以下、「CSW」)の個別支援により顕在化した世帯が抱える複合的な福祉課題を解決につなげるため、相談支援包括化推進員(市)とCSW(社協)とが連携し、案件に応じて必要な関係者を構成員とできる社会福祉法に基づいた「相談支援包括化サポート会議」を設置・運営しています。

当該会議体(下図)は、本人同意の有無に関係なく、構成員による情報交換ができるものとなり、その中で世帯全体の支援が必要なものは、支援の方向性等をまとめた「トータルケアプラン」を作成・管理し、継続的なアプローチを展開するものです。

高齢・障がい・子ども・生活困窮など、各分野の相談支援に関わる中で、個人のみならず世帯全体が複合的な福祉課題を抱え、単独の相談支援機関では対応が難しいと思われる世帯を発見・把握された場合は、「つながるシート(裏面)」を作成していただき、市・社協までご提出ください。

「つながる」シート提出後の支援フロー

- ①シートを提出された関係機関・関係団体から、状況や内容を聞き取るなど情報収集を行います。
- ②支援の必要性に応じて、支援関係機関等を構成員としたサポート会議(担当者)に出席していただき、相談支援機関等の役割分担や支援の方向性を検討していきます。
- ③支援状況の確認機能を有しながら、随時サポート会議の開催や相談支援を提供するなど、対象世帯を支援するチームの一員として関わり続けていただきます。
- ④支援の必要性に応じて、市・社協が共同で世帯の支援方策をまとめた「トータルケアプラン」を作成・管理し、多機関と連携しながら継続的な相談支援を提供していきます。

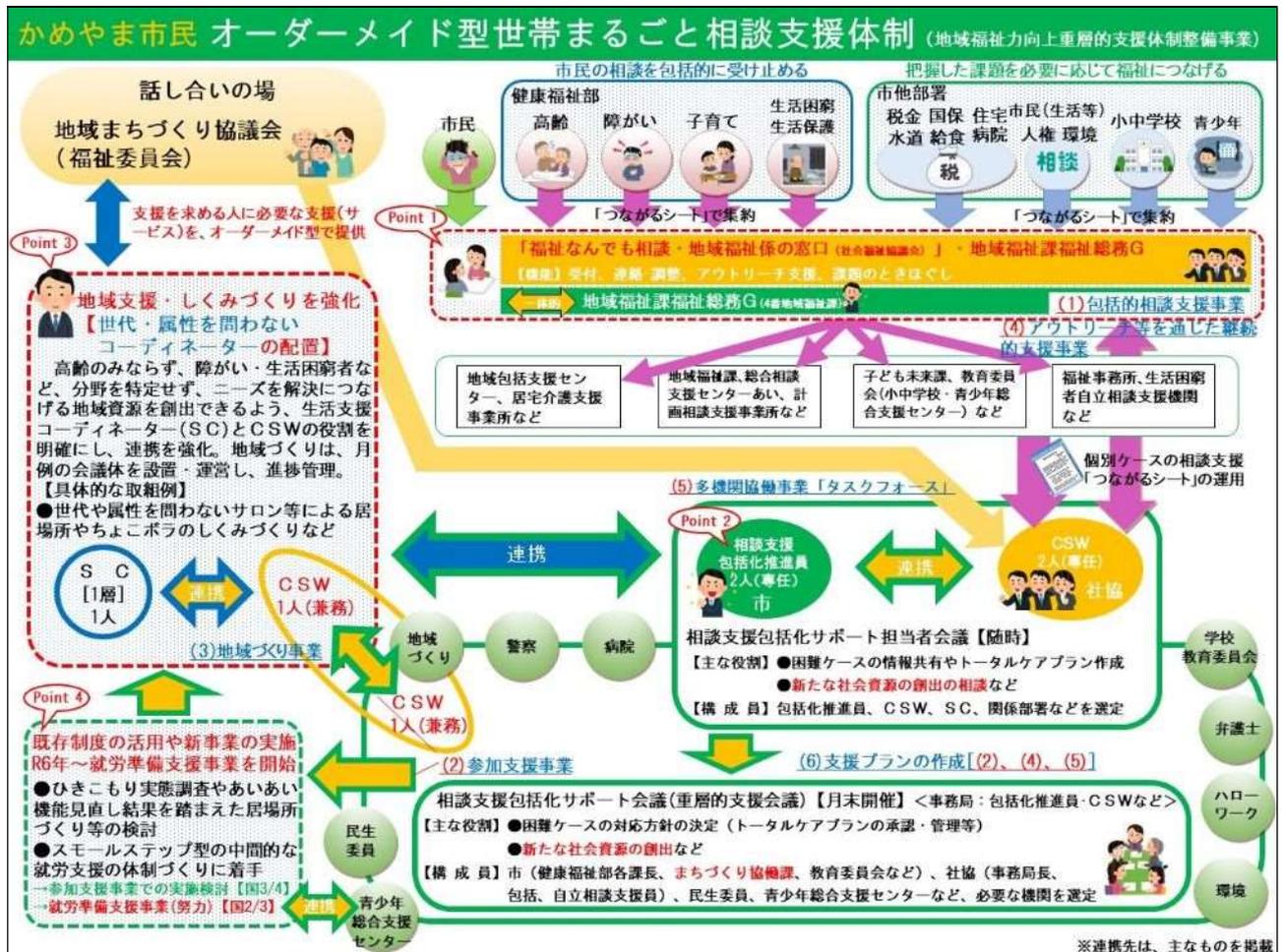
多機関協働による包括的支援体制



※連携先は、主なものを掲載

○ 地域福祉力向上重層的支援体制整備事業の全体図

本市では、主要事業「地域福祉力向上重層的支援体制整備事業」として、個別支援・地域支援・しくみづくりに関する取組を総合的に展開しています。



地域福祉力向上重層的支援体制整備事業の取組内容に係る活動・成果指標

- (1) 包括的相談支援事業【POINT<1>】
- (2) 参加支援事業【POINT<2>】
- (3) 地域づくり事業【POINT<3>】
- (4) アウトリーチ等継続的支援事業【POINT<4>】
- (5) 多機関協働事業【POINT<4>】
- (6) 支援プランの作成【POINT<4>】

<事業の評価方法>

本事業の前身となる地域福祉力強化推進事業は、亀山市地域福祉推進委員会において、成果指標の達成度合いを含めた内容を詳細に報告し、評価していただいていた。このため、令和4年度から取り組む地域福祉力向上重層的支援体制整備事業についても同様に当該委員会に実績報告等を行うこととし、評価結果に基づき、事業内容の改善に努めるものです。

○ 令和6年度における活動・成果指標の状況

POINT<1> 包括的相談支援事業

関係機関において、相談を断わず、包括的に受け止めるとともに、制度のはざまの福祉課題にも対応できるよう、複合課題相談支援「つながるシート」を運用しました。

【事業の成果】

指標名		つながるシート提出数							
令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
計画値	15件	計画値	15件	計画値	12件	計画値	—	計画値	—
実績値	24件	実績値	26件	実績値	8件	実績値	9件	実績値	14件
学校関係 19件 行政関係 4件 保護司会 1件		学校関係 15件 福祉関係 5件 行政関係 6件		学校関係 5件 子ども支援G1件 計画相談 1件 介護支援専門員 1件		学校関係 5件 子ども支援G2件 計画相談 1件 介護支援専門員 1件		学校関係 10件 子ども支援G3件 計画相談 1件	

POINT<2> 参加支援事業（再掲）

① 亀山市参加支援(就労体験等)事業

【事業の成果】

指標名		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
協力事業所数	登録数	6事業所	4事業所	—	—	—
参加支援(就労体験等)事業利用者	実績値	4人	3人	—	—	—

② オンライン居場所の施行運用

【事業の成果】

打合せ、体験、内部・外部プレゼンテーション、施行運用の実施 計 25 回

POINT<3> 地域づくり事業（再掲）

【事業の成果】

指標名		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
地域福祉課題の解決を試みる地域まちづくり協議会数	計画値	7地区	7地区	5地区	5地区	5地区
	実績値	5地区 昼生・井田川北・坂下・城北・川崎	4地区 昼生・井田川北・坂下・城北	4地区 昼生・井田川北・坂下・城北	3地区 昼生・井田川北・坂下	2地区 昼生・井田川北

POINT<4> 多機関協働事業

案件に応じて必要な多機関の関係者が参加できるよう、社会福祉法に基づいた支援会議・重層的支援会議の機能を有した相談支援包括化サポート会議を設置・開催しました。

【事業の成果】

指標名	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
相談支援包括化サポート会議の開催（月例）	12回	12回	12回	12回	12回
相談支援包括化サポート担当者会議の開催（随時）	26回	30回	19回	32回	28回

複合的な課題を抱える世帯において、その世帯全体の支援の方向性を示すトータルケアプランを作成・管理しました。

【事業の成果】

指標名		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
世帯全体のトータルケアプラン作成数	計画値	15件	15件	12件	12件	6件
	実績値	14件	15件	16件	22件	19件

○ 地域福祉力向上重層的支援体制整備事業（総括）

1. 個別支援

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、単独の支援関係機関だけでは対応が難しい複雑化・複合化した福祉課題（ひきこもりなど）に対し、「つながるシート」を活用し、相談支援包括化推進員（市）とCSW（社協）が連携を行い、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し、課題の整理、協議・検討を行い、支援に向けた円滑なネットワークを作りながら課題解決に向け取り組みました。

相談件数は、令和6年度の相談件数は新規相談89件、その相談件数1,555件と最多の相談件数となりました。市の相談窓口を有する部署や小・中学校、高等学校をはじめ、関係支援機関、民生委員・児童委員、福祉委員等に制度説明を毎年行っている成果として、重層的支援体制整備事業の理解が亀山市に浸透してきたことが窺えます。

特に教育機関からの相談が多くなってきた背景として、親が抱えているかもしれない課題に触れていいのか当初戸惑いがあったものの、実際に支援が入り家庭や児童が安定していく様子を実感し、それが周知されていったことや、自分たちだけで抱え込まないことがより良い方向性につながる可能性があることに気づいていただいたことが要因であると考えられます。

教育現場で抱えている生活課題に対し、福祉的な支援が必要な世帯について、担当者サポート会議などで情報共有・相互理解・役割分担を明確にしながら「教育」と「福祉」が連携し支援を行うことが必要となってきています。

また、複雑化したケースの一つにひきこもりの方への支援として、ひきこもり状態が長期にわたらないよう早期の支援につなげることが重要であり、安心できる居場所として参加支援（就労体験等）事業を活用し就労を含む社会参加の促進や、対面で話すことに不安がある、外出するのは人目が気になるなど生きづらさを抱えながらも、つながりを求める人を対象としたオンライン居場所の施行運用を行い、本格運用に向けゆるやかな交流の場の提供を進めていく必要があります。

引き続き、市の全庁的な相談窓口を含め、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった福祉分野の支援機関が、対象者が抱える課題を包括的に受け止める意識を持ちながら、必要に応じてその福祉課題を市とCSWにつなぐ体制について、継続的な事業周知とともに、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいく必要があります。



2. 地域支援 ・ 3. しくみづくり

地域福祉課題の解決を試みる取組の一つである「ちょこボラ」は、社協の生活支援コーディネーターが中心となり、組織化や活動支援に関わっています。4 地区（昼生・井田川北・坂下・城北）に加え、立ち上げに向けた検討が進められていた川崎地区が新たに令和 6 年度に立ち上がりました（計 5 地区）。ちょこボラは、全地区への展開を検討していますが、地域の現状の聞き取りを行う中で、すでにちょこボラと同様の機能を有している地域や、高齢者の移動手段や買い物支援など、地域の資源や実情によって解決を図りたい課題が異なっている現状があります。ちょこボラ活動を行う 5 地区に対しても、担い手やごみ処理の課題を抱えており、生活支援コーディネーターが研修会や意見交換会などフォローアップ支援を継続して行う必要があります。

重層的支援体制整備事業では、個別支援から見えてくる必要なニーズや資源を地域支援・しくみづくりに転換できるよう、ネットワークの構築を図りながら、その進捗を把握できる体制が求められています。

参加支援（就労体験等）事業の協力事業主の開拓や、オンライン居場所の本格運用を行うとともに、福祉委員会や既存の会議体など、地域での話し合いの場を活用し、多様な社会参加支援、居場所や交流の場をつくる地域づくり支援を一体的に行う、包括的な支援体制の充実が求められています。

亀山市総合福祉計画の策定について

1 総合福祉計画の構成

(現)

計画名	期間
第2次地域福祉計画	平成29年度～令和8年度
地域福祉計画(市)	
地域福祉活動計画(社協)	
高齢者福祉計画(市)	令和6年度～令和8年度
障がい者福祉計画(市)	平成30年度～令和8年度



(新)

計画名	期間
総合福祉計画	令和9年度～令和14年度 (6年間)

2 策定の背景

福祉施策は、高齢、障がい、地域福祉（子どもは連携対応）の分野ごとに施策を立て、福祉施策の推進を図ってきました。しかし、複雑化・複合化した福祉課題を抱えている人や世帯が増え、分野別の施策の推進では対応が難しくなっています。

一方、地域福祉計画については、平成30年4月の社会福祉法の改正により各福祉分野の上位計画として位置づけることが定められ、従前にも増して、分野別の福祉計画との整合が求められるようになっていきます。

そのため、これまでの高齢、障がい、地域福祉を分野別で整理するのではなく、高齢、障がい、地域福祉の各分野を柱とし、その時代に合わせ、新しく自殺対策基本法や再犯防止推進法を包含しつつ、関連する計画との連携を図りながら、福祉の向上を目指すものです。

3 策定(統合)の目的

「誰ひとり取り残さないまち亀山」を目指し、誰もが住み慣れた地域で、安心した暮らしを続けられるよう、住民と福祉関係の事業者・団体、行政が、力を合わせて、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備し、包括的な支援体制を構築するため策定する福祉分野のマスタープランとなります。

令和8年度の現計画（高齢、障がい、地域福祉など）の終期をもって、次なる段階へと引き上げるべく、福祉施策を総合的かつ計画的に推進する「亀山市総合福祉計画」を策定するものです。

4 策定体制（案）

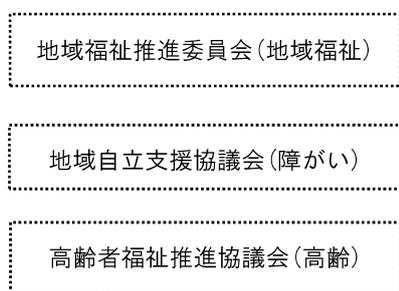
これまで、地域福祉分野は地域福祉推進委員会、障がい福祉分野は亀山市地域自立支援協議会、高齢者福祉分野は高齢者福祉推進協議会において、各計画の策定に必要な検討・協議を行ってきました。

次期計画の策定では、地域福祉・障がい・高齢などに関する計画を一体的に策定するため、新たに（仮）総合福祉計画策定・推進委員会を令和8年1月頃から組織し、総合福祉計画の策定に必要な検討・協議を行います。

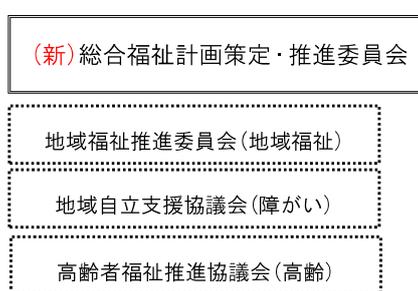
また、新たに設置する（仮）総合福祉計画策定・推進委員会の委員は、地域福祉・障がい・高齢分野の各分野から事務局で選出します。また、市民公募も行う予定です。

（組織体系）

（現）



（新）令和8年1月頃～



（所掌事務）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
(新)総合福祉計画策定・推進委員会	—	(新)計画策定(R8.1～R9.3)	(新)計画の進捗管理・評価
地域福祉推進委員会(地域福祉)	(現)計画の進捗管理・評価 各福祉分野の協議 など	(現)計画の進捗管理・評価 各福祉分野の協議 など	各福祉分野の協議 など
地域自立支援協議会(障がい)			
高齢者福祉推進協議会(高齢)			

5 策定スケジュール（案）

- R7.8～：市民アンケート（障がい、地域福祉、高齢）
- R7.10～12月：関係団体ヒアリング（民生委員・児童委員、ボランティア団体、当事者団体等）
- R7.10～12月：地域団体ヒアリング（22地区のまちづくり協議会）
- R8.5：計画骨格（見直しのポイント、アンケート及びヒアリング結果報告）
- R8.8：中間案
- R9.1：計画素案（パブコメ案）
- R9.3：計画策定

地域福祉に関するアンケート設計

1. アンケートの骨子

次の9つをアンケート実施の主な項目を掲げる。

1. あなたご自身（ご本人）について
2. 地域での支え合いについて
3. 地域活動・ボランティア活動について
4. 困りごとなどの相談について
5. 災害時における助け合いについて
6. 支援を必要とする人への手助けについて
7. 福祉意識と福祉教育について
8. 地域福祉の取り組み全般について
9. 福祉委員や民生委員・児童委員、社会福祉協議会について

2. 調査対象

亀山市在住の18歳以上の市民から無作為抽出 1,200人

3. 調査期間

令和7年10月頃予定

4. 調査方法

郵送による配付、郵送もしくはオンラインによる回答

亀山市の地域福祉に関するアンケート

日頃より、本市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
亀山市では、令和3年度に策定した「第2次亀山市地域福祉計画[後期]」に基づき、亀山市社会福祉協議会と連携をしながら地域福祉に関する取り組みを展開しています。この計画は令和8年度に計画期間が満了しますが、複雑化・複合化した福祉課題を抱えている人や世帯が増え、分野別の施策の推進では対応が難しくなっているため、次期計画は、高齢・障がい・地域福祉の各計画を一体的に策定することとしています。

本調査は、市民の皆さまが日頃お感じになられている本市の地域福祉全般に関することをお聞きし、これまでの検証を行うとともに、次期計画の策定にあたっての基礎資料とするために行うもので、令和7年10月1日現在の18歳以上の市民の皆さまから無作為で1,200人を抽出し、無記名で実施させていただくものです。

皆さまの声をより良い地域福祉活動の展開につなげたいと考えておりますので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

令和7年10月 亀山市長 櫻井 義之

<ご記入にあたってのお願い>

- この調査は、**できる限り対象者ご本人（封筒のあて名の方）**がお答えください。なお、対象の方が何らかの事情により回答できない場合で、どなたも代筆できない場合などには、そのまま返送してください。
- 原則として、**令和7年10月1日（基準日）現在**の状況について、あてはまる**番号に○**をつけてください。また、その他の場合には、（ ）内にその内容を具体的にお書きください。なお、設問によっては、複数回答していただく場合や、お答えの内容によって、次に答えていただく質問が変わるものがありますので、ご注意ください。
- 集計結果は公表しますが、統計的に処理します。皆さまの個人に関する情報が外部に漏れることはありませんので、率直なご意見等をお聞かせください。
- 回答が終わりましたら、記入もれなどがいないか確認していただき、**同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、11月14日（金）までに郵便ポストに投函していただくか**、下記の要領でパソコン・スマートフォンによってご回答ください。

このアンケートは、パソコンまたはスマートフォンからも回答ができます。
下のURLまたは右の二次元コードにより、回答サイトへアクセスいただき、説明に従って回答をお願いします。

URL https://*****

二次元コード



《ご注意》

パソコン・スマートフォンからの回答は、**1回限り**としてください。パソコン・スマートフォンから回答頂いた方は、**調査票は返送しない**ようにお願いします。

- このアンケートについてのお問い合わせは下記までお願いします。

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 福祉総務グループ(TEL 0595-84-3311)

(1) あなたご自身（ご本人）について

問 1 あなたの性別についてお答えください。(1つの番号に○)

- | | |
|------|------------|
| 1. 男 | 3. そのほか |
| 2. 女 | 4. 回答したくない |

問 2 あなたの年齢(令和 7 年 10 月 1 日現在の満年齢)についてお答えください。(1つの番号に○)

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 18～19 歳 | 4. 40～49 歳 | 7. 65～74 歳 |
| 2. 20～29 歳 | 5. 50～59 歳 | 8. 75～84 歳 |
| 3. 30～39 歳 | 6. 60～64 歳 | 9. 85 歳以上 |

問 3 あなたの住んでいる地区(まちづくり協議会)はどこですか。(1つの番号に○)

- | |
|--|
| 1. 昼生地区【三寺町、中庄町、下庄町】 |
| 2. 井田川北地区【みどり町、みずほ台、みずきが丘、川合町(ひとみヶ丘・山田自治会)】 |
| 3. 井田川南地区【栄町、井尻町、小下町、和田町、井田川町、川合町(ひとみヶ丘・山田自治会を除く)】 |
| 4. 川崎地区【田村町、長明寺町、太森町、川崎町、能褒野町】 |
| 5. 野登地区【両尾町、安坂山町、辺法寺町】 |
| 6. 白川地区【白木町、小川町】 |
| 7. 神辺地区【布気町、太岡寺町、小野町、木下町、山下町】 |
| 8. 野村地区【野村、南野町、北野町】 |
| 9. 城東地区【東町、江ヶ室町、中屋敷町、東丸町、本丸町】 |
| 10. 城西地区【西丸町、市ヶ坂町、若山町、西町、南崎町】 |
| 11. 城北地区【亀田町、羽若町、住山町、アイリス町】 |
| 12. 御幸地区【東御幸町、御幸町】 |
| 13. 本町地区【本町、高塚町、上野町】 |
| 14. 北東地区【北町、北山町、東台町、渋倉町、椿世町】 |
| 15. 東部地区【管内町、阿野田町、北鹿島町、南鹿島町】 |
| 16. 天神・和賀地区【天神、和賀町、海本町】 |
| 17. 南部地区【安知本町、田茂町、楠平尾町】 |
| 18. 関宿地区【新所、中町、木崎(あけぼの台自治会を除く)、小野、泉ヶ丘、富士ハイツ】 |
| 19. 関北部地区【会下、鷲山、白木一色、木崎(あけぼの台自治会)】 |
| 20. 関南部地区【古厩、萩原、関ヶ丘、福德、久我、越川、金場】 |
| 21. 坂下地区【坂下、沓掛、市瀬】 |
| 22. 加太地区【市場、向井、梶ヶ坂、板屋、神武、北在家、中在家】 |

問 4 あなたと一緒に住まいの家族構成についてお答えください。(1つの番号に○)

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| 1. 一人暮らし | 5. 親子と祖父母(曾祖父母)とその他(おじ、おば等) |
| 2. 夫婦のみ | 6. 親子とその他(おじ、おば等) |
| 3. 親子のみ | 7. その他[] |
| 4. 親子と祖父母(曾祖父母) | |

問5 あなたの世帯の状況についてお答えください。(あてはまるすべての番号に○)

1. 子育てをしている
2. 介護が必要な高齢者がいる
3. 介助が必要な障がいのある方がいる
4. 親(年金受給者)と就職していない成人の子のみである
5. 親(年金受給者以外)と就職していない成人の子のみである
6. 上記に該当しない
7. その他〔

〕

問6 亀山市に何年くらいお住まいですか。(1つの番号に○)

1. 20年以上(生まれてからずっと)
2. 20年以上(転入して以来)
3. 10年以上 20年未満
4. 5年以上 10年未満
5. 3年以上5年未満
6. 1年以上3年未満
7. 1年未満

問7 あなたとは別のお住まいで、車で15分程度の近くに頼れる人はいますか。(あてはまるすべての番号に○)

1. 家族(親、子、きょうだいなど)で頼れる人がいる
2. 親せきで頼れる人がいる
3. 友人・知人で頼れる人がいる
4. 近くに頼れる人はいない

問8 あなたは、現在どのようなお仕事をしていますか。(1つの番号に○)

- | | |
|--------------|---------|
| 1. 会社員・会社役員 | 6. 家事専業 |
| 2. 公務員・団体職員 | 7. 学生 |
| 3. 自営業 | 8. 無職 |
| 4. 農林漁業 | 9. その他(|
| 5. パート・アルバイト |) |

(2) 地域での支え合いについて

問 9 近隣の人とは、どの程度付き合いをしていますか。(1つの番号に○)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1. 日頃から助け合っている | 4. ほとんど付き合いがない |
| 2. 気の合った人とは親しくしている | 5. その他〔 〕 |
| 3. あいさつはする | |

問 10 あなたが考える地域の単位は、どの範囲と思われますか。(1つの番号に○)

- | | |
|-------------|-----------|
| 1. 亀山市全域 | 4. 自治会 |
| 2. 中学校区 | 5. ご近所 |
| 3. まちづくり協議会 | 6. その他〔 〕 |

問 11 あなたは、現在、地域とのつながりを感じていますか。(1つの番号に○)

- | |
|---------------------------------|
| 1. 感じている |
| 2. 今は感じているが、将来的にはつながりがなくなる不安がある |
| 3. 感じていない |

問 12 あなたは、地域での助け合い・支え合いの活動について、どのようにお考えですか。(あてはまるものすべての番号に○)

- | |
|---|
| 1. 困っているときはお互いさまだから、活発にしたい |
| 2. 家族や親せきで何とかしたいと思うので、活動には参加したいとは思わない |
| 3. 手助けしてもらうことや手助けすることに抵抗感がある |
| 4. ふだん付き合いがないので、考えにくい |
| 5. 参加したいと思うが、困っている人にどの程度まで関わればよいのかわからない |
| 6. 公的なサービスを充実すべき |
| 7. 興味がない |
| 8. その他〔 〕 |

問 13 地域の人々がお互いに力を合わせて、住み良い地域社会を実現していくうえで、問題となることはどのようなことだと思いますか。(あてはまるものすべての番号に○)

- | |
|----------------------------|
| 1. 近所付き合いが減っていること |
| 2. 自治会などの活動に参加しにくい雰囲気があること |
| 3. ひとり親家庭、障がい者家庭への偏見があること |
| 4. 外国人との交流ができていないこと |
| 5. 他人に干渉されプライバシーが守られないこと |
| 6. 日中に地域を離れている人が多いこと |
| 7. 地域に関心のない人が多いこと |
| 8. 地域活動への若い人の参加が少ないこと |
| 9. 地域での交流機会が少ないこと |
| 10. 助け合い、支え合いは必要ないと思うこと |
| 11. その他〔 〕 |

(3) 地域活動・ボランティア活動について

問 14 あなたは、自治会やまちづくり協議会などの地域活動に参加していますか。(1つの番号に○)

1. 活動している
2. 現在活動はしていないが、過去に活動したことがある
3. 活動したことはないが、今後活動したい
4. 活動したことはなく、今後も活動しないと思う

問 15 あなたはボランティア活動をしていますか。(1つの番号に○)

1. 活動している
2. 現在活動はしていないが、過去に活動したことがある
3. 活動したことはないが、今後活動したい
4. 活動したことはなく、今後も活動しないと思う

次ページ問 15-③ へ
次ページ問 15-④ へ

問 15 で「1. 活動している」、「2. 現在活動はしていないが、過去に活動したことがある」と答えた方にお聞きします

問 15-① どのようなボランティア活動をしていますか(していましたか)。(あてはまるものすべての番号に○)

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1. 子育てや児童に関わる活動 | 6. 自然や環境活動に関わる活動 |
| 2. 青少年の教育・育成に関わる活動 | 7. スポーツ・文化・レクリエーション活動 |
| 3. 高齢者に関わる活動 | 8. まちづくりに関わる活動 |
| 4. 障がいのある方に関わる活動 | 9. 防犯・防災に関わる活動 |
| 5. 健康づくり・医療に関わる活動 | 10. 被災地支援に関わる活動 |
| | 11. その他〔 〕 |

問 15-② ボランティア活動をはじめた主なきっかけは何ですか。(1つの番号に○)

1. 生きがいを求めて
2. 余暇の時間ができたので
3. 市の広報等行政の発行する情報誌を見て
4. 本、マスコミ、インターネットから興味を持って
5. ボランティア団体等の広報誌を見て
6. 仕事上の付き合いから
7. 活動している人たちを見たり、話を聞いて
8. 学校・大学などのサークル活動から
9. 学校や職場の勧めで
10. 友人・知人に誘われて
11. 必要に迫られて
12. その他〔 〕

問 15 で「3. 活動したことはないが、今後活動したい」と答えた方にお聞きします

問 15一① 今後どのようなボランティア活動に参加したいと思いますか。(あてはまるものすべての番号に○)

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1. 子育てや児童に関わる活動 | 7. スポーツ・文化・レクリエーション活動 |
| 2. 青少年の教育・育成に関わる活動 | 8. まちづくりに関わる活動 |
| 3. 高齢者に関わる活動 | 9. 防犯・防災に関わる活動 |
| 4. 障がいのある方に関わる活動 | 10. 被災地支援に関わる活動 |
| 5. 健康づくり・医療に関わる活動 | 11. 特に決めていないが、何か社会貢献がしたい |
| 6. 自然や環境保護に関わる活動 | 12. その他[] |

問 15 で「4. 活動したことはなく、今後も活動しないと思う」と答えた方にもお聞きします

問 15一② 活動しない主な理由は何ですか。(1つの番号に○)

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1. 時間をとられたくない | 6. 実益がない |
| 2. 仕事が忙しい | 7. 家族の理解がない |
| 3. 他の人に任せておけばよい | 8. 面倒だから |
| 4. 体調がすぐれない | 9. その他[] |
| 5. 興味がない | |

すべての方がお答えください

問 16 あなたは、ボランティア活動に関する相談や情報の入手ができる「ぷらっと(市民活動・ボランティアセンター)」を知っていますか。(1つの番号に○)

- | |
|------------------------|
| 1. 利用したことがある |
| 2. 利用したことはないが、場所は知っている |
| 3. 名前は聞いたことがある |
| 4. 知らない |

問 17 地域の中でボランティア活動を進めていくうえで、必要な条件はどのようなことだとお考えですか。(3つまで番号に○)

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 時間的、経済的にゆとりがあること |
| 2. 家族に病人や、乳幼児など介護・介助を必要とする人がいないこと |
| 3. 家族の理解が得られること |
| 4. 自分が健康であること |
| 5. 共に活動する仲間や友人がいること |
| 6. 経費(活動費)の支援があること |
| 7. 活動の内容が自分の趣味や特技を生かせる場であること |
| 8. 自分が活動したいと思う団体が熱心に取り組んでいること |
| 9. 自分に対する理解や、支持・賞賛が得られること |
| 10. 行政が福祉活動を積極的に援助すること |
| 11. ボランティア講座など、知識や技術を学べる機会や体験の機会があること |
| 12. ボランティア活動の中で生きがいや充実感があること |
| 13. その他[] |

(4) 困りごとなどの相談について

問 18 ふだんの暮らしの中で、あなたの悩みや不安、困っていることは何ですか。(あてはまるすべての番号に○)

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 自分の健康に関する事 | 7. 住まいに関する事 |
| 2. 家族の健康に関する事 | 8. 収入や家計に関する事 |
| 3. 介護に関する事 | 9. 子どもに関する事 |
| 4. 障がいに関する事 | 10. その他[] |
| 5. 仕事に関する事 | 11. 特にな |
| 6. 近所付き合いに関する事 | |

問 19 あなたは悩みや不安、困ったことがあるとき、誰に相談していますか。(あてはまるすべての番号に○)

- | | |
|--------------|---|
| 1. 家族・親族 | 8. 社会福祉協議会 |
| 2. 近所の人 | 9. 医療機関 |
| 3. 友人・知人 | 10. 学校や保育所、幼稚園 |
| 4. 福祉委員 | 11. サービス提供事業所の職員
(ケアマネジャー、ホームヘルパーなど) |
| 5. 民生委員・児童委員 | 12. その他[] |
| 6. 自治会長 | 13. 相談していない |
| 7. 行政(市役所など) | |

問 19 で「13. 相談していない」と答えた方にお聞きします

問 19-① なぜ、相談していないのですか。(あてはまるすべての番号に○)

- | |
|--------------------------|
| 1. 他人に頼らずに、自分で解決したい |
| 2. 信頼できる人・相談できる人がいない |
| 3. 顔見知りの人に相談するのは気まずい |
| 4. 他人を家の中に入れてたくない |
| 5. なんとなく相談しづらい |
| 6. 今までに困ったことがない |
| 7. どこに(誰に)相談したらよいのかわからない |
| 8. その他[] |

問 20 あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。(あてはまるすべての番号に○)

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| 1. 市の広報紙「広報かめやま」 | 8. 自治会の回覧 |
| 2. 社会福祉協議会の「社協だより」 | 9. 民生委員・児童委員 |
| 3. 市のホームページやフェイスブック | 10. 新聞・雑誌 |
| 4. 社会福祉協議会のホームページやフェイスブック | 11. ケーブルテレビ・ラジオ |
| 5. その他の Web サイトや SNS | 12. 友人や近所の人 |
| 6. 市役所(支所)の窓口 | 13. その他[] |
| 7. 社会福祉協議会の窓口 | 14. どこで入手すればよいかわからない |

(5) 災害時における助け合いについて

問 21 東海地震や東南海地震等の発生が予測される中で、災害時における地域の助け合いは、非常に重要なことです。もし、災害が発生した場合、被災後の生活において、あなたは誰を頼りにしますか。(あてはまるすべての番号に○)

- | | |
|------------------|--|
| 1. 家族・親族 | 7. 福祉委員 |
| 2. 近所の人 | 8. 民生委員・児童委員 |
| 3. 友人・知人 | 9. サービス提供事業所の職員
(ケアマネジャー、ホームヘルパーなど) |
| 4. 自主防災組織(自治会など) | 10. その他[] |
| 5. 社会福祉協議会 | 11. 頼りにする人がいない |
| 6. 行政(市役所など) | |

問 22 もし、市内で災害が発生した場合、あなたは災害ボランティアとして活動したいと思えますか。(1つの番号に○)

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 活動するつもりである |
| 2. 活動したいが、どのようにすればよいかわからない |
| 3. 活動したいが、自らの被害状況によっては活動できるかわからない |
| 4. 活動したいとは思わない |

(6) 障がいがあるなど、支援を必要とする人への手助けについて

問 23 あなたは、近隣や地域の中で悩みごとや不安、困りごとを抱えている人を知っていますか。(1つの番号に○)

- | |
|----------|
| 1. 知っている |
| 2. 知らない |

問 23 で「1. 知っている」と答えた方にお聞きします

問 23-① その人は、どのような悩みごとや不安、困りごとを抱えていますか。(あてはまるすべての番号に○)

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 自分の健康に関すること | 7. 住まいに関すること |
| 2. 家族の健康に関すること | 8. 収入や家計に関すること |
| 3. 介護に関すること | 9. 子どもに関すること |
| 4. 障がいに関すること | 10. その他 |
| 5. 仕事に関すること | [] |
| 6. 近所付き合いに関すること | |

問 24 あなたには、障がいのある知り合いがいますか。(あてはまるすべての番号に○)

- | | |
|----------|--------------|
| 1. 自分自身 | 5. 近所の知り合い |
| 2. 友人・知人 | 6. 学校 |
| 3. 家族・親族 | 7. その他[] |
| 4. 職場の同僚 | 8. 知り合いにはいない |

問 25 あなたは、障がいがある人との活動の経験がありますか。(以下の①～⑪の各項目について、それぞれ1つの番号に○)

	1. いる に現在、 活動し一 緒	2. 頻繁に ある	3. るか過 去に何 回	4. 経験は ない	5. わか らない
〈例〉	1	2	3	4	5
① 視覚障がい	1	2	3	4	5
② 聴覚・平衡機能障がい	1	2	3	4	5
③ 言語・音声・そしゃく機能障がい	1	2	3	4	5
④ 肢体不自由	1	2	3	4	5
⑤ 内部障がい	1	2	3	4	5
⑥ 知的障がい	1	2	3	4	5
⑦ 精神障がい	1	2	3	4	5
⑧ 発達障がい	1	2	3	4	5
⑨ 高次脳機能障がい	1	2	3	4	5
⑩ 難病(特定疾病)	1	2	3	4	5
⑪ その他	1	2	3	4	5

問 26 あなたは、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」を知っていますか。(1つの番号に○)

1. 「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」どちらも知っている
2. 「障害者虐待防止法」のみ知っている
3. 「障害者差別解消法」のみ知っている
4. 「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」どちらも知らない

問 27 あなたは、障がいのある人が差別されたり偏見を受けたりしているのを見聞きしたことがありますか。(1つの番号に○)

1. 良くある
2. 少しある
3. ない

問 28 あなたは、障がいのある人に対し、市民や地域住民の理解や対応が足りていると思いますか。(1つの番号に○)

1. 足りていると思う
2. 少し足りていないと思う
3. 全く足りていないと思う
4. わからない

問 29 あなたは、障がいのある児童生徒の教育のために、どんなことが必要だと思いますか。
(2つまで番号に○)

1. 一人ひとりの能力や障がいの状況に合った教育
2. 就学相談や進路(就労も含む)相談などの相談体制
3. 障がいの状況に合った施設や設備
4. 障がいに対する教職員の理解や配慮
5. 通常の学級との積極的な交流
6. 可能な限り、通常の学級で学ぶこと
7. その他[]
8. わからない

問 30 あなたは、障がいのある人の就労のために、どんなことが必要だと思いますか。(2つまで番号に○)

1. 事業主や職場の人たちの障がい者雇用について十分理解していること
2. 障がいがあっても取り組める仕事があること
3. 障がいに対する周囲の理解があること
4. 障がいがある人に配慮した設備が整っていること
5. 自宅で働けること
6. 通勤手段があること
7. 就労のための職業訓練が充実すること
8. その他[]
9. わからない

問 31 あなたは、障がい者施策において、どのようなことが市(行政)に求められると思いますか。(3つまで番号に○)

1. 障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること
2. 障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進めること
3. 早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること
4. 障がい者にやさしい「ふくしのまち」を推進すること
5. 障がい者サービスや福祉に関する情報提供を充実させること
6. 障がいに対する理解を深めるための交流を促進すること
7. ボランティア活動を充実させること
8. 利用できる施設やサービスを増やすこと
9. 成年後見制度が利用しやすくなるように支援すること
10. その他[]

問 32 あなたは、高齢者施策において、どのようなことが市(行政)に求められると思いますか。
(3つまで番号に○)

1. 身近なところで相談が受けられる体制が整っていること
2. 社会参加、生きがいつくりの機会や交流の場が充実していること
3. 安心して医療や介護のサービスが受けられること
4. 認知症の人や家族に対する支援が充実していること
5. 高齢者の権利が守られ、虐待を未然に防ぐこと
6. 介護を必要とせず、健康であるための支援が充実していること
7. 生活支援(移動、買い物、掃除やごみ出しなど)が充実していること
8. 住まいが確保されていること
9. その他[]

問 33 あなたは、子育て支援施策において、どのようなことが市(行政)に求められると思いますか。(3つまで番号に○)

1. 幼稚園・保育所・こども園の定員が確保されていること
2. 幼稚園・保育所・こども園での質の高い保育サービスが提供されること
3. 多様なニーズに対応した保育サービスが提供されること
4. 発育・発達に関する相談や支援が充実していること
5. 子育て世帯間での交流や情報交換ができる機会があること
6. 子どもや子育て家庭を見守る地域づくりを促進すること
7. 子どもの人権が守られ、虐待を未然に防ぐこと
8. 経済的に困窮している子育て家庭への相談や支援が充実していること
9. ひとり親家庭への相談や支援が充実していること
10. 安心して妊娠・出産するための相談や支援が充実していること
11. 子どもの居場所が充実していること
12. 企業等に対して男女で共育て※できる働き方を促進すること
13. その他[]

※「共育て(ともそだて)」とは、夫婦が共に協力して家事・育児に取り組むことをいい、それを実現するために男性育休の取得促進や地域の理解・協力が必要となります。

問 34 あなたは、生活困窮に直面している人に対し、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるすべての番号に○)

1. 悩みを相談できる窓口があること
2. 住まいが得られること
3. 子どもが教育を受けられること
4. 働くための訓練や仕事のあっせんが受けられること
5. 家計のやりくりを学べること
6. 訪問などで相談が受けられること
7. 一時的な手当などが受けられること
8. その他[]

問 35 近年、若者だけではなく、中高年にまで広がった「ひきこもり」について、社会的な関心が高まっています。あなたは、「ひきこもり」の人に対し、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるすべての番号に○)

1. 悩みを相談できる窓口があること
2. 地域に居場所があること
3. 再び教育が受けられること
4. 家族会などで情報交換ができること
5. 働くための訓練や仕事のあっせんが受けられること
6. 規則正しい生活が送れるようになること
7. 訪問などで相談が受けられること
8. その他〔

〕

問 36 成年後見制度とは、認知症や知的障がいなどのために不利益な判断をしてしまうおそれのある人を守り、お金を管理したり、手続きを代わりに行ったりするための制度です。今後、高齢化が進み、認知症の人が増えることなどにより、成年後見制度のニーズがますます高まることが予想されていますが、あなたは、どういったことが必要だと思いますか。(あてはまるすべての番号に○)

1. わかりやすい相談窓口があること
2. 制度について市民に理解してもらうこと
3. 制度を使う人に合わせて、使い勝手が良いこと
4. 後見人(お金の管理などを行う人)などを育成したり、確保したりすること
5. その他〔

〕

問 37 あなたは、罪を犯した人が再犯しないようにするため、社会に求められることは何だと思いますか。(あてはまるすべての番号に○)

1. その人の問題に応じてきめ細かな指導を行うこと
2. 仕事と住居があり、生活が安定すること
3. 罪を犯した高齢者などが福祉制度を利用できること
4. 地域で被害者の状況や気持ちを理解すること
5. 地域で罪を犯した人を支えること
6. その他〔

〕

(7) 福祉意識と福祉教育について

問 38 福祉とは、特定の誰かだけではなく、すべての市民が幸せになれるように、取り組む活動です。あなたは、「福祉」に関心がありますか。(1つの番号に○)

1. とても関心がある
2. どちらかといえば関心がある
3. どちらかといえば関心がない
4. まったく関心がない

問 39 あなたは、「地域共生社会」という言葉をご存知ですか。(1つの番号に○)

1. どんなものか大体わかっている
2. どんなものか少しわかっている
3. 聞いたことはある
4. 聞いたこともない

問 40 「地域共生社会」とは制度や分野の縦割りを越えて、人と人、人と資源が世代や属性を問わずに「地域」でつながり、誰もが安心して暮らし続けられる社会のことをいいます。あなたは、地域共生社会を実現するために、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(2つまで番号に○)

1. 学校における教育や情報提供
2. 企業や地域における教育や情報提供
3. 住民同士が気軽に交流できる場づくり
4. 外国人・障害者などへの理解の促進
5. 困っている人を見つけて支えることができるしくみづくり
6. ボランティアなどに参加しやすい活動の機会
7. 福祉・医療・教育などの多機関の連携
8. その他〔

問 41 あなたは、学校の中で福祉教育を取り入れるにあたり、どのような方法が有効だと思いますか。(3つまで番号に○)

1. 通学路のゴミ拾い
2. 街の中の花壇の整備
3. 福祉施設の見学
4. 車イスの使い方や手話・点字などの講習
5. 高齢者と交流したり、体験談を聞いたりする
6. 障がい者(児)と交流したり、体験談を聞いたりする
7. 小さな子どもたちの遊び相手
8. 福祉施設で働く人の話を聞く
9. 地域で活躍しているボランティアの話を聞く
10. その他〔

問 42 あなたは、子どもたちの福祉の心を育てるためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。(2つまで番号に○)

1. 学校でひとつの活動を継続的に行う
 2. できるだけたくさんの体験活動を学校で行う
 3. 土日や放課後にも体験活動ができる体制をつくる
 4. 自治会やまちづくり協議会などが行う地域活動に、子どもたちを積極的に参加させる
 5. 子ども会が行う活動に子どもたちを積極的に参加させる
 6. 親が家庭で福祉について子どもと話し合う
 7. その他[]

(8) 地域福祉の取り組み全般について

問 43 亀山市における以下の①～⑥の各項目について、あなたは、どれくらい満足していますか。また、その取り組みをどれくらい重要とお考えですか。(満足度と重要度それぞれ1つの番号に○)

	満足度 (1つの番号に○)				重要度 (1つの番号に○)			
	1. 満足	2. やや満足	3. やや不満	4. 不満	1. 重要	2. やや重要	3. あまり重要でない	4. 重要でない
〈例〉	1	2	3	4	1	2	3	4
① 福祉意識の向上 「誰もが福祉を我が事と認識している」	1	2	3	4	1	2	3	4
② 担い手の育成 「誰もが自分ができることを担っている」	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 権利擁護の充実 「権利が尊重され、自分らしく生活できる」	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 生活困窮者対策の推進 「生活困窮者が支えられている」	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 情報提供の充実 「わかりやすい福祉情報が提供されている」	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥ 福祉サービスの向上と相談体制の充実 「気軽に相談できる人・場があり、複合的な悩みや相談にも対応できる」	1	2	3	4	1	2	3	4

	満足度 (1つの番号に○)				重要度 (1つの番号に○)			
	1. 満足	2. やや満足	3. やや不満	4. 不満	1. 重要	2. やや重要	3. あまり重要でない	4. 重要でない
㉗ 地域福祉・ボランティア活動の推進 「住民主体の福祉活動が活発化している」	1	2	3	4	1	2	3	4
㉘ 地域の防災対策の充実 「災害が起こっても住民同士で安全が確認できる」	1	2	3	4	1	2	3	4
㉙ 関係機関の連携強化 「多職種及び多機関が連携している」	1	2	3	4	1	2	3	4
㉚ 地域活動の充実 「身近な地域でのつながりが深まっている」	1	2	3	4	1	2	3	4
㉛ 健康づくり・生きがいづくり 「一人ひとり健康でいきいきと暮らしている」	1	2	3	4	1	2	3	4
㉜ 助け合い・支え合い活動の充実 「隣近所が助け合い、支え合っている」	1	2	3	4	1	2	3	4

(9) 福祉委員、民生委員・児童委員、主任児童委員や社会福祉協議会について

問 44 福祉委員をご存知ですか。(1つの番号に○)

1. どのような活動をしているか大体わかっている
2. どのような活動をしているか少しわかっている
3. 聞いたことはあるが、どのような活動をしているかはわからない
4. 聞いたこともない

問 45 民生委員・児童委員をご存知ですか。(1つの番号に○)

1. どのような活動をしているか大体わかっている
2. どのような活動をしているか少しわかっている
3. 聞いたことはあるが、どのような活動をしているかはわからない
4. 聞いたこともない

問 46 主任児童委員をご存知ですか。(1つの番号に○)

1. どのような活動をしているか大体わかっている
2. どのような活動をしているか少しわかっている
3. 聞いたことはあるが、どのような活動をしているかはわからない
4. 聞いたこともない

問 47 亀山市社会福祉協議会をご存知ですか。(1つの番号に○)

1. どんな活動をしているか大体知っている
2. どんな活動をしているか少し知っている
3. 聞いたことはあるが、どんな活動をしているかは知らない
4. 聞いたこともない

問 48 亀山市社会福祉協議会に対してどんな事業を望みますか。(3つまで番号に○)

1. 高齢者・障がい者・子ども・外国籍などに関わる福祉課題を抱えた方への総合的な相談・支援
2. 生活困窮や成年後見制度をはじめとする専門的な相談・支援
3. 地域におけるサロン活動や助け合い活動(ちょこボラなど)への支援
4. ボランティア活動への支援
5. 福祉教育の普及・啓発活動
6. 社会福祉に関する情報の提供
7. 災害ボランティアセンターなど防災に関する活動
8. その他[]

【ご意見などがありましたら、ご自由にお書きください】

ご協力ありがとうございました。同封の返信用封筒に入れてご返送ください。

障がい者実態調査アンケート設計

1. アンケートの骨子

次の9つをアンケート実施の主な目的に掲げる。

1. 障害の種別と障害等級の確認
2. 日常生活での介助・支援の状況の確認
3. 相談や情報入手の状況確認と課題の抽出
4. 障がい福祉サービスの利用状況の確認
5. 日中の過ごし方の確認と課題の抽出
6. 勤労状況の確認と課題の抽出
7. 外出や余暇の過ごし方の確認と課題の抽出
8. 災害における課題の抽出
9. 差別や権利擁護などの状況把握

2. 調査対象

亀山市在住の障がい者、障がい児の方から無作為抽出

<対象者内訳>

- | | |
|--------------------|----------|
| ① 身体障がい者（医療的ケア児含む） | 1, 579 件 |
| ② 知的障がい者（児） | 472 件 |
| ③ 精神障がい者（児） | 473 件 |

身体障がい	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由（手足の欠損や麻痺など）、内部（内臓など）の障がい
知的障がい	知的発達の遅れによる社会生活上の適応行動の障がい
発達障がい	自閉スペクトラム症、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動症（ADHD）などの脳機能障がい
精神障がい	精神機能の障がいや精神疾患による障がい

3. 調査期間

令和7年9月頃予定

4. 調査方法

インターネットによるアンケート調査（一部、郵送によるアンケート調査）